

平成20年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成20年12月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議事日程第3号

平成20年12月10日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

6番通告者、4番白旗 修君。

[4番白旗 修君登壇]

4番(白旗 修君) おはようございます。6番通告、4番白旗でございます。私は、5点ほど、質問をさせていただきます。

まず、1番目に、町特別職の職務観と倫理観についてお伺いいたします。

町長や議員などの町の特別職が公的補助金を受ける団体の一員である場合、自分の所属する団体の補助金の使い道、団体の収支報告、納税申告が適正に行われることについて、特段の関心と注意を払う必要があると思います。このことは、町特別職の職責としても、また、倫理的な観点からも必要なことと私は考えます。

町長は、自分自身あるいは2等親以内の親族が、公的補助金を受けている惣新田中営農組合の組合員でありますけれども、このことについてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、来年度予算編成についてお聞きします。

平成21年度は7月に町長選挙が予定されており、8月以降、現在の町長が再任されることも、あるいは、別の町長が誕生することもあり得ます。したがって、仮に別の町長が誕生した場合、新町長の政策を拘束しないように、来年度の当初予算は暫定予算として組む

ことを私は提案したいと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

3番目、第4次総合振興計画3期基本計画策定の意義について伺います。

平成18年度から19年度にかけて作業を行ってきたこの3期基本計画について、次の3点をお伺いいたします。

1、この作業に要した総コストと総労働量（人日）、この人日といいますのは、下に注釈を入れておきましたけれども、労働力をはかる単位でございまして、例えば8人日とは、8人の人が1日働く労働量、あるいは、1人の人が8日働く労働量をいいます。一般に1日は8時間と計算いたします。

2番目、3期基本計画の検討の進め方で、特に工夫したことは何か。

3番目、3期基本計画と2期基本計画の主要な違いは何でしょうか。また、住民に特に訴えたいことは何ですか。

大きい4番目、職員の人事評価システムについて伺います。

平成17年度から開始した集中改革プランで、平成19年度から職員の人事評価システムを実施するとしております。このシステムの人事評価の内容と評価手順は、どのようなものでしょうか。また、人事評価の結果は、どのように生かされているかをお伺いいたします。

5番目、町内医療機関の待ち時間を短縮できないかについて、伺います。

これは、たまたま昨日、佐々木議員が町の診療所の待ち時間について質問をされておりましたが、私も、たまたま私の住んでおりますニュータウンで身近な方が2人、4時間待たされたというお話を私にしておりました。それから、やはりある人から直接このことについて、町はどう対応するか聞いてくれというお話もありましたので、これを取り上げております。

従来から病院での診療待ち時間は、この国保診療所に限らず長いわけですが、最近は特に長くなったと苦情が聞かれます。町内の医療機関の待ち時間短縮の方法を町として検討できないか。

それから、補足でございますけれども、3番目の基本計画につきまして、関連質問として、これができ上がった基本計画書ですが、これを何冊つくって、どこに配布されたかということも、第1回の回答のときに回答をしていただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。それでは、白旗議員の質問にお答えをいたします。

まず、特別職と補助金等についてでございますが、国家的事業、国を挙げて行う事業につきましては、町長、議員などの特別職は、特別職というこの名称というのは、これは存

在しないというふうに考えております。町長だから、議員だから、特別職だからということで免れることはございません。まして減反政策に関しましては、水田を所有する管理する人は、町長であれ、議員であれ、国の役員であれ、水田を所有する人は、みずから、また、他人の手に任せている人であっても、一部、米の生産を中止し収入を減らしてきたわけでございます。消費者にとりましては今もって理解されていないようで、大変残念だというふうに思っております。減反施策は国の事業として、生産者自身のため、消費者のため、また、国民全体の食糧安定のためにということで、今も引き続き実施されているところでございます。生産調整に町民の大多数が参加しておるところでございます。補助金は、減反協力者、参加者への奨励金だと私は認識しているところでございます。

ご指摘の倫理的な観点から注意が必要だと考えられなくもありませんが、国家的事業として、社会的合意がなされているはずでございます。私は、倫理学は勉強したことはございませんけれども、人間の間で、お互いの人間の共存の規範だというふうに理解しておるところでございます。水田を所有する管理する者の義務としている限り、制度にご理解していただくほかございません。

利根町の農業は大変おくれております。町が減反率を達成することによって、条件整備事業を進め、営農組合の組織を育成し、農業の振興を図ることは町の基幹産業として急務であります。これから行う北部、西部地区におきましても、集落の賛同者を集め耕地を集積し面積を大きくし、その参加者の中から意欲のある人が農業で生きていこうと思う人が、耕地を預かり管理し、また、守り、生活していく方を支援してまいりたいというふうに思っております。その中に議員がいても、あるいは特別職がいても、私は何ら不思議はないと、起こり得ることだというふうに理解しているところでございます。

補助金は、営農組合組織の中では、実際に労務に参加し従事する人の手当である、また、実績等につきましては、米をつくらない、米を作付しないことがその成果であるというふうに考えております。町として、自治体としては多くの生産者に参加していただき、減反の達成は、町の農業の振興を図るためのいろいろな事業の採択の基準になるものであることから、営農組合の設立などを今後も促していきまして、組合の中での作付、あるいは転作を今後も推進していきたいと考えております。

また、惣新田営農組合という、私も営農組合員になっておりますけれども、この営農組合に流れている補助金からは私の懐には1銭も入っておりません。再三、申し上げているところでございます。

次に、来年度予算についてでございますが、議員の暫定予算としての取り組むことについての提案は、提案事項として受けとめておきたいと思っております。

3番目の第4次総合振興計画第3期基本計画策定の意義、その中での第1点目、作業に要したコストと総労働量は幾らかというご質問でございます。

まず、専門部会ですが、住民の代表29名と職員33名で組織して、五つの部門に分かれて

基本計画の素案について協議をさせていただきます。そこでいただきましたご意見は、素案の中に取り入れております。この専門部会が全体会と個別部会で延べ18回、241名のご出席をいただいております。延べ時間は574時間で、約72人日となります。

次に、町の管理職13名で組織した策定委員会は、延べで4回、52名の出席がございました。延べ時間は156時間、約20人日となります。

次に、町議会議員代表、町民の代表など、14名で組織した振興計画審議会は、延べ4回、42名のご出席をいただいております。延べ時間は126時間、約16人日となります。

全体の経費は、振興計画審議会の委員報酬14万1,700円、住民意識調査印刷代4万3,050円、住民意識調査等郵送代20万4,555円、意識調査集計手数料6万9,300円、印刷製本費が300冊で49万9,265円、写真印刷用飛行機代が2万8,140円、それから、概要版の印刷代、これは1,000部つくってございますが、9万8,000円で、合計108万4,020円となっております。

また、でき上がったものはどこに配布したかという件については、担当課長から説明させたいと思います。

2点目の3期計画の検討の進め方で特に工夫したことはとのご質問でございますが、基本計画の素案の策定の段階で、先ほど申し上げました専門部会、各施設について、協議、検討をいただいたご意見などを計画修正のために生かしたところでございます。

3点目の基本計画と2期基本計画の主要な違いは何かと、また、住民に訴えたいこととはというようなご質問でございますが、調和のとれた土地利用では、工業用地の拡大や商業用地の拡大など、働く場の確保やにぎわいのある町の期待が大きいことから、町有地の有効利用のために用途変更などの見直しを含む表現に改めました。

また、道路橋梁の整備や広域幹線道路の整備を含む意見が多かったことから、栄橋、若草大橋、戸田井橋からの広域幹線道路へのアクセス道路を明確に表現いたしました。公共交通体系の整備では、関係事業者などと調整を図るとともに、町の公共交通の確保のための事業につきましては、利便性と効率性を高めるために、県、近隣自治体との連携による運行の調査研究を行うことといたしました。

上下水道の整備では、サービスの向上や安定供給の確保などを行うことといたしました。

また、住民の福祉、保健、医療につきましては、法律などの改正に伴う施策などの修正をいたしました。

教育の振興では、新学習指導要領や特別支援教室、開かれた学校づくりや食育などの表現をしたこと、生涯学習につきましては、図書館の充実や講座等の充実などの意見を踏まえて修正をいたしました。

産業の振興では、農業の担い手の育成とともに、農産物の流通の確立などを明確にしたことなどであります。

次に、4番目の職員の人事評価システムについてお答えをいたします。

まず、利根町が実施しようとしている人事評価制度の目的について申し上げます。

1点目は公正かつ公平な人事管理の実現、2点目は人材の育成、3点目は組織の活性化、これら三つを目的としております。特に2点目の人材の育成につきましては、重要視したいと考えております。

ご質問の人事評価の内容でございますが、大きく分けると、業績評価と能力態度評価による評価となります。人事評価の定義は、過去の一定期間における職員一人一人の職務別遂行度と、その努力の程度を、また、ある一定時点での能力の高さを日常の職務遂行と行動を通じて観察し分析判定することです。このうち職務別遂行度について評定するのが業務評価であり、また、ある一定時点での能力の高さと、ある一定期間における職員の仕事上のその努力の程度を評定するのが能力態度評価であります。利根町における人事評価は、この業績評価と能力態度評価の二本立てで実施を考えております。

次に、人事評価の結果はどのように生かされるかということでございますが、現時点では結果を出すまでには至っておりません。人事評価制度は人事情報の収集手段であり、単独でできるものではなく、必ず他の人事制度と関連をしております。特に昇任、昇格制度、賃金制度、能力開発制度などの関連性が強いので、こうした諸制度とのかかわり具合、関係の程度などについて、よく精査し研究しなければなりません。

このようなことから、平成19年度は、全職員に人事評価に関する基本理解について研修を行ったところでございます。今年度は、利根町における人事評価システムを構築し、同時に、評価シート等も策定する予定でおります。平成21年度には、このシステムに基づいて人事評価を試行し、その試行結果の分析、検証を重ね、修正を加えながら本格的導入を議論、検討していきたいと考えております。また、同時に、評価者とのヒアリングや職員組合へのアンケート調査、意見交換等も実施し、制度設計の検討に活用したいと考えております。

以上のように、利根町の人事評価システムは構築段階にあるわけですが、この制度を導入後に、人事評価で得られる情報を何に使うかという観点から見た目的は三つほどございます。

一つは、公正な処遇であります。これの具体的な制度、施策につきましては、昇格、昇進、昇級、勤務手当などの賃金制度、配置転換などが上げられます。

二つ目は、能力の開発、発揮であります。これは、人事評価で得られた研修ニーズを集合研修や職場研修に生かし、能力開発をしようとするものでございます。

三つ目は、コミュニケーションの活発化であります。人事評価制度では、目標設定、目標達成度の評価などに当たって上司と部下が話し合わなければならず、これによってコミュニケーションの活発化が図れるものと考えております。

それから、人事評価の手順については、担当課長から答弁させたいと思います。

最後の町内医療機関の待ち時間の件でございますが、10月に町内の一つの医院が休診と

なりました。その病院に通院されていた患者さんが他の医療機関等に来院しているため、それぞれの病院で大変混雑されていると思われます。ここ、診療所も、大変混雑いたしまして、患者の皆さん方には、大変ご迷惑をかけているところでございます。

待ち時間の短縮方法とのご質問でございますが、まず考えられることは、1人当たりの診察に要する時間がかかわってくるかと思えます。当然、診療時間が長くなれば、待ち時間も長くなるはずですが、診察は医師の医療行為に関する事なので、私が口を出すべきことではないというふうに思っております。行政といたしましては、患者数の増加が原因で診療所の運営に支障を来すのであれば対応は考えますが、改善すべき点も多々あると思えますので、今後、対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

第3期基本計画をどこに配布したかというようなことだったと思いますが、町内関係各課に当然配布してございます。また、議会議員の皆様方、それから、ご協力いただきました振興計画審議会の委員の皆様、専門部会等で協力いただいた方々、それから、県などの関係機関に配布ということでございます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、人事評価の順序につきましてお答えいたします。

利根町の人事評価につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、現在、システムを構築している段階にございますので、本格的に導入された時点を仮定しまして、現在、制度設計の中で検討している年間のフローについてお答えしたいと思います。

まず、4月上旬から中旬にかけて、各課の組織目標の決定を行います。同時に、人事評価1次研修を実施しまして、人事評価制度の理解、面談の行い方、観察指導記録シートの記入法を研修いたします。

次に、4月下旬から5月中旬にかけて、個人目標案の設定をしまして個人目標管理シートへ記入をいたします。それから、目標設定時の面談を行い、ウエートづけ、難易度についての話し合いを行い、目標の決定をして観察指導記録シートに記入を行います。

次に、5月中旬にから下旬にかけて、各課で難易度調整会議を開き、個人目標管理シートを総務課の方へ提出していただきます。同時に、目標達成活動の過程確認を行い、観察指導記録シートへの記入をしていただきます。

次に、8月上旬に、人事評価2次研修を実施します。内容につきましては、人事評価制度の再確認と目標設定のフォロー、それに、個人目標管理シートへの記入法でございます。

次に、1月上旬から中旬ごろにかけて、人事評価の3次研修を実施し、目標達成度

の評価の仕方について研修を行います。また、同時期に、自己評価を行い個人目標管理シートへ記入していただき、目標達成度評価時の1次面談、それから、2次面談を実施いたします。この中で、1次評価として目標達成度についての話し合いと、また、2次評価として1次評価者との協議を行います。それから、各課内で達成度調整会議を開き、個人目標管理シート、能力態度評価シート、個人目標管理シート等の集計表を総務課の方へ提出していただきます。

そして、1月下旬から2月上旬にかけて、庁議で総体的調整を行い、その後、町長による評価の最終決定が行われると。

以上が、ただいま制度設計している人事評価の年間のフローでございます。あくまで、検討中のものですから、その点、ご理解願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、1点目の町特別職の職務観、倫理観の件ですけれども、国の農業政策、あるいは、それに伴う補助金のあり方などを、今、問題にしているのではございません。私は、この議会の前の何回かの議会を通じて、高橋議員がいろいろ質問をされておりましたものを聞きながら、私も不信に思うことがあるので、そこで、改めて私としても質問をしたいわけでありませぬ。

町長は、今、ご自身がおっしゃったように、惣新田中営農組合の組合員で、今は、また別の方かどうか知りませんが、いずれにしても、一員の方が組合員でありますけれども、平成13年度に補助事業として県から条件整備特別対策推進事業の補助金を受けておられる。これは、形式的には申請者は当時の町長であります。しかし、実際に受け取るのは、事業主体として惣新田中営農組合の組合長が受け取ることになっていて、実際に受け取っているわけでありませぬ。これは、県の補助金でございますけれども、それは、事業の種類としては園芸作物産地育成事業の営農用機械施設整備費として、作物としてはイチゴ、その施設としては温室ハウス、暖房付きのハウスです。設置場所は利根町横須賀782番地、千葉竜ヶ崎線のとむとむという喫茶店がありますが、そのすぐ西側だと思っておりますが、そのところにイチゴハウスを設置するために、総事業費、最終的には846万の総事業費、そして、県から受けた補助金は289万3,000円ということでこのハウスができ上がったわけでありませぬ。受け取った人は、申請者はその当時の利根町長ですが、実際に受け取ったのは、この事業主体の中営農組合の組合長ということになっておりますが、実際に、このイチゴをつくって営農をされたのは、井原町長であったわけでありませぬ。

前からの高橋議員の質問に対して、今もおっしゃいましたけれども、私がお金は受け取っていないというようなお話をされています。確かにお金そのものは受け取っておられないかもしれませんが、組合代表の名義で289万3,000円、県の場合ですが、この補助金を受けて、そして、実際にそこで営農をされているのは井原町長であるということであれば、

実質的には井原さんが補助金を受け取ったと言って当然ではないかと。ただ代表者ということで別の方の名前で補助が出ているわけですけれども、この補助金絡みで、前々の議会から税務署の追徴金を受けている、補助金だけではないと思いますけれども、追徴を平成18年からさかのぼって7年間の追徴金を受けているということでもあります。詳しいことは、いろいろあると思いますが、いずれにしても、その追徴金を受けているということは事実なわけです。そうすると、実質的に町長が補助金を受けているというような状況の中で追徴課税があったとすれば、これは、形式はどうであれ、町長も、その責任の一端があるんじゃないかというふうに私も思います。そこで改めて、この追徴金の問題については、町長自身は全く何も関係がないのかということをお尋ねしたいわけでありまして。

それから、2番目の来年度予算編成については私の考え方だということで、それはそれで結構でございますが、少なくとも予算を立てるときに業者からいろいろな調達をするわけです。その調達契約のときに、できるだけ契約期間を短くするということは考えられないのかどうか、その点をお聞きしたいです。1年間拘束される契約をしてしまいますと、その後は、契約変更するのが非常に厳しいんじゃないかというふうに、想像でございますが、私自身は思いますので、その点は、どうお考えになるかお聞きしたいと思います。担当課長で結構でございます。

それから、この3期基本計画につきましては、今、町長の方から、いろいろとデータを出されました。私も、全部で三つの会があって、その三つの会で、職員、住民、そして、一部議員の人々が会合を開いて、議論をして、まとめてきたということは、承知しております。実際にどれくらいの時間かかったかが私はよくわかりませんでしたので、今ちょっとお伺いして聞きましたけれども、この数字は、私は具体的なところ何か知らなかったから、あれなんです、いずれにしても職員の、少なくともこの立派な計画書をつくるために相当の工数がかかっていると。今のお話しですと、延べで800人日とおっしゃってしまったけれども、それだけかかっているかどうかよく精査しないと、1日を8時間で計算してそうなるのかどうか、ちょっとわかりませんけれども、少なくとも私が見積もった職員だけの時間を見ますと、職員は300時間以上かかっている、この会議だけです。そのほか、職員の場合は、会議でできたものについてまとめをしなくてはいけない、あるいは、それをさらに推敲を重ねていい案をつくっていかなきゃいけない、つまり会合時間以外の時間もデスクワークで使っているはずで、そうすると、全体としては倍かかる。私の見るところでは、約300時間は職員だけを見ても使っていると見られます。それ、倍考えると600時間ですが、600時間まで考えなくても、実際に会議に要した職員の工数といいますのは、私の計算では大ざっぱ300時間以上、細かいことは省略いたしますけれども。

職員の人件費というのは、平成20年度の予算書から見ますと平均的には人件費は1人当たり830万くらいです、1年間。それで、これはもちろん、もらっている人はもっと少ないんですけれども、共済費とか、いろいろのあれが、税金とかありますから、実際もらて

いるものは少ないですが、町から払われるものが1人当たり830万くらいです。1日当たりの人件費を計算しますと、1人の職員について3万3,000円、1時間当たりで約4,000円かかっているんです。1人の職員の1時間の労賃というのは、4,000円くらいかかっています。大体そんなもんだと、ほかの企業の場合でも、そんな感じになります。4,000円の単価でかかっている時間、会議に出てくる時間だけを考えて見ましても、135万かな、それくらいかかるんです。ちょっと待ってください。120何万かかっているんです。そのほかに、この3期計画をつくるためのお金が全部で19年度と20年度で100万くらい、予算書、決算書には出ております。したがって、一つの、この冊子をつくるために、大ざっぱ少なく見積もって240万くらいのお金がかかっているわけです。これを1,000部つくったということですから、これ、割ってみますと、大変高い万円の単位のお金がかかっているということでありまして、これにつきましては、1冊2万3,500円くらい、1,000冊とすれば、そういうことになります。

これは、高木議員が、これからまた質問されるようではございますけれども、極めて立派じゃないかということです。これに対して、今お話があったように、住民全部には渡らないんです、これは。住民に渡ったのはこれだけです、現在の段階。多分、これ以上出さないつもりでいると思うんですが、このA3裏表、A4、4ページです。こちらは150ページくらいあるんですけれども、この落差が非常に激しい。1,000部、いろいろなところに渡すのに、2万円以上のお金をかけて、こういうものをつくる必要があるのかということが、一つあります。その点、お答えをいただきたいんですが。

それから、もう一つ、内容的に今ご説明もありましたけれども、これは2期の基本計画です。これは3期の基本計画。この内容は、基本的には2期の基本計画を新しく書きかえたと。もちろん工夫して取り入れた内容も入っていますが、基本的にはこれの修正版だという感じでしかないわけです。要するに体裁を繕うために、こういうものをつくっちゃったんじゃないかと、随分高い金をかけてこういうことをやるもんだなと私は思いますが、この点、私は、内容的にかなり、大山鳴動してネズミ1匹のような内容のものをつくるのに大変な工数をかけて、そして、お金をかけてやるということの意義を私は疑問を感じるわけでありまして。

住民に対しては、こういうようなことについての説明を全然しておりませんが、そういうことを今後されるのかどうかというようなことも、伺いたいと思います。

時間がなくなりそうですから、ちょっと先の方に進みますけれども、それから、これについて、もう一つ、工夫されたところは、今、町長自身がおっしゃっているように、専門部会でいろいろと議論をしたと。これは非常に、私は大変いいことをやっておられたと思います。ただ専門部会が4部会ですか、5部会ですか、ありましたね。五つの部会に分かれているんですが、その五つの部会に29名の町民が入って、非常に一生懸命にアイデアを出されているようです。しかし、そのアイデアがここにどれだけ集約されているかという

のは、甚だ疑問です。これはある程度、町が、これをなぞってこれをつくろうとしたから、専門部会で出てきたアイデアを全部これに盛り込めないのは、そういう方針でやっているんですから、わかるんです。盛り切れないのも、私、わかるんです。だけれども、専門部会で29人の住民が一生懸命言ってきたアイデアを、その後、どう生かそうとしているか。あるいは、職員の中にも、一生懸命、そういうことをやった人いると思いますが、何もやっていないんじゃないか。少なくとも1年くらいたった現在まで、住民から出てきた非常に貴重な意見がどこで反映されるのか。要するに、ただ集めて議論をさせて、それで終わりに、結果として今の段階になっているんじゃないかと私は思いますが、担当課にお聞きしますけれども、住民が専門部会で出してきたいろいろな貴重な意見を、どう生かそうと今までやってきたいのか、1年くらいブランクもありますけれども、その点をお聞かせいただきたい。

それから、人事評価の問題については、ちょっと計画がおくれているのかなというふうに思います、19年度から実施と書いてありますから。ですから、これは、まだそこまでいっていないということであれば、それはそれで、もう少しお待ちしたいと思います。

5問目の方ですけれども、この医療機関、たまたまこの町の診療所、国保診療所が今まで以上に混雑したというのは、今、いろいろなご指摘のとおり、一つの医院が休診してしまたっということも大きな原因であります。しかし、これをどう解決するかというときに、私も待ち時間をどうするかとだけ言っておりますけれども、もっと大きい観点からいえば、この町の診療所というのは、国保診療所というのは、経営者は一体だれなんですかということが大事なポイントです。これは、決してお医者さんのなかざわさんが経営者じゃないわけです。彼は医療の専門家であって、診療所の運営管理の責任者は町です。町は、そういう観点から、経営的視点から診療所をどうするかという発想を、少なくとも今まで不十分ではなかったのではないかと思います。

もちろん、この待ち時間をなくすというのに、きのうの佐々木議員の質問の中でもありましたけれども、開門の時間を1時間早めるというような考え方もあります。それも一つです。しかし、もう一つは、予約制がとれないのかということも、ひとつ検討してみたらどうでしょうか。お医者さんの診療に予約はできないと、思い込みがあるんじゃないでしょうか。少なくとも町の歯医者、目医者は、予約が完全に成立しています。この問題を住民の方から提起されまして、私も、実は、診療所、そのほかのお医者さんに行っていました。そうすると、この予約ということも完全にはできないかもしれないけれども、できる部分もあるんじゃないかという返事をいただいています。内科の診療というのは、確かに歯医者だとかとはちょっと違いますけれども、できないことはない。

診療の内容、再診か初診かというところ、初診は1割くらいしかないんです。9割は再診なんです。再診が9割ということは、お医者さんが次回の診療計画を頭の中に描いているはずなんです。次回は、このレントゲン撮ろうとかなんとかと、実際、患者にも言いますけれど

も、そうすると、何分かかるかというのは、次回の分はおおむね予想が既に医者が行っているわけですから、それをうまくメモするなりのやり方をして、それで日程表をつくれれば、予約はかなりできるはずで、そうすれば、早くあける必要がないのかもしれませんが、いろいろな方法があると思いますが、そういうような方法論をもう少し町として考える、診療所の管理者として、経営者として、そういう発想で考えていただけないかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、営農組合の件なんですけれども、今は町長という立場に置かせていただいておりますけれども、当時は今の現在の立場ではございませんので、ただそれが今現在のようない地位になってしまったというようなことに、いろいろな問題がご指摘されるような点があるかと思っております。今後も、先ほど申し上げましたように、事業を進めていく段階ではこういうことがあり得ると思っております。ですが、補助金を地位を利用して県の方に申請したとかなんとかというんじゃないかと、その組合の皆様の意向を踏まえながら、それぞれ組合員の意思の中で、片方は麦をつくる、片方は米をつくる、片方は野菜をつくるという形で、さまざまな形で生きておりますので、そういうことはご理解をいただかなければならないかと思っております。

それから、基本計画につきまして細かい点は、課長の方からお話があるかと思うんですけれども、やはりご指摘のように、いろいろ、かわりばえしないんじゃないか、あるいは、高いんじゃないかと言われますけれども、やはり町の基本計画は、やはり5年なら5年ということで、相当経済情勢も変わっておりますから、あるいはまた、為政者もかわるといふこともございますので、その中で、その時々の方々の意見を聞きながら、それを修正して町の方向づけを決定していくと。これは大切なことですので、これはご理解いただかなくてはなりません。

また、職員の勤務1人当たりどうのこうのと言いますけれども、これは給料そのものをもって、その時間内で働いているものでございますから、そのように換算されれば、そのような数字が出るかもわかりませんが、あくまでも利根町の将来に向けての基本計画をつくるということが目的でございますので、それと、もう一つは、住民の皆様方の意見を聞くと、それを反映させるということが大事なことであろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、医療機関についてでございますが、今、議員は、経営者はだれだと。これは町でございますので、そういった面で町から見た目と、あるいはまた、医師から見た目と、あるいはまた、患者さんから見た目、いろいろあるわけでございますけれども、きのうも

ちょっと申し上げたかと思えますけれども、患者さん方からすれば、待ち時間は短く、それで、自分の診療時間が来たら長く先生と、いろいろなことについて話したいというのが実情だろうというふうに思っております。また、医師の方から見れば、一人一人の患者に対して注意深く診察され、何か隠されている病気がないかと、その早期発見に努めていただいているものだというふうに思っております。

先ほど私が、診療時間については口出すべきじゃないというふうなことで申し上げましたけれども、やはりこれは患者と向き合うのは医師でございますので、やはり医師のそういった診療のいろいろな面でのプライドもございますので、その辺のことをちょっと申し上げたわけでございます。

いろいろ私も耳にしておるわけでございますけれども、ご提案もいただきました予約制も含めて、あるいはまた、受付時間の件です。余り1日じゅうだらだらと受け付けをしないという方法も、また一つの方法かと思えますし、また、ご指摘のように、慢性病患者と、あるいは新患の患者、その辺をどのように区別していくかというような問題もございます。

それから、きのうもちょっと話、出たんですけれども、患者のモラルの問題もあるんです。きのう大分、院内で騒ぐ人がいたと。こんなに待たせてどうのこうのと言う人がいたという話しをお聞きしたときに、ちょっと思ったんですけれども、大変元気が方だなと。そういう方には長く待っていただいて、本当に新患であって、本当に痛い、熱が出て体が動けないという人を優先的にやはり診てあげたらいいのかなと。そういう面で、やはりその辺も、予約制と絡めてのその選択です。それが問題になるのかなというふうに思っております。今後も、検討していきたいというふうに思っております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

まず、最初に、契約を短くできるかどうかというお話しでございましたけれども、できるかどうか、先方、相手方もございますので確認をしたいと思っておりますが、通常、委託料等につきましては年間契約で行っているものでございます。

3期基本計画の計画をどう生かしていくのかというようなことでございますけれども、これは、関係各課の事業を取りまとめて計画化してございます。関係各課におきましては、この計画にのっとり事業を実施していくということで、それが、その計画を実現していくためものとしまして予算編成というのがございます。予算の中に生かして、一步一步計画を進めていくということになるかと思えます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） 時間がありませんが、至急、大急ぎで質問いたします。

今、惣新田中営農組合の問題につきましては、町長が地位を利用して何かやったんじゃないかということをお聞きしているのではないんです。そんなことは一切言っておりませ

ん。この追徴のようなことが起きたことについて、実際に町長が、今、町長ですけれども、そのとき町長でなくても、議員であったかもしれませんが、いずれにしましても、その組合が被った追徴金であるとかというようなものも、組合でもらった補助金でご自分のハウスを経営されているわけですから、そういう面で町長ご自身にも責任があるんじゃないかということをお聞きしているわけであります。

それから、もう一つ。この問題につきましては、町長は、その当時、議員でいらっしまったと思いますけれども、その前には、役場職員として、経済課とか、いろいろなところにおられた。こういう問題、補助金の問題とか、税務の問題とか、非常に詳しい人のはずです。その人が、自分の所属する組合の代表が困っていることに対して、何にも手を差し伸べていないんじゃないだろうかというふうに私は思います。私は知りませんとおっしゃっているわけですから、それはちょっとおかしいんじゃないですかと思っておりますが、その点をお答えいただきたい。

それから、この基本計画、住民の声と言いますけれども、本当に住民の声を入れるというよりは、むしろ、これに沿ってつくと。もちろん基本計画、ぴしっとつくる必要あるんです。でも、こういう形でつくる必要は、必ずしもないんじゃないか。

それから、超過勤務でやっていると言うんだけど、超過勤務、じゃあサービス残業でやっているんですか。サービス残業というのは、基本的にやっちゃいけないことですよ。それはおかしいじゃないですか。そういうことが、一つ。

それから、もう一つ、時間がありませんので。その診療所の問題は少し検討していただけたと思いますが、あくまでも、これは町が経営者、管理者なんです。そういう経営的視点であそこをもっと考えていかないと、それこそ、お医者さんも、事務員も、看護師も、オーバーワークで倒れる寸前なんです。そういうところは、管理者が、経営者が、もっとそういう観点から、もっともっと前から考えなきゃいけないことであるわけです。その点を今後ちゃんとやっていただけるかどうかということで、質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えをいたします。

確かに惣新田営農組合は追徴金が起きました。惣新田営農組合ばかりでなくて、減反政策そのものが始まったときから、やはり国税庁におきましては、ある程度、調査は緩めていたかと思えます。そういった面で、やはりそういった補助金面でも、税制面でも、ある程度優遇はしてきたかというふうに思っております。その中で、組合に対して組合員であるのになぜ口を出さないのかということでございますけれども、私は名前は連ねておりますけれども、米や麦に対しての、作付に対しての経営は、また別の人がやっておりますので、みんな、それぞれ分担してやっておりますので口は出さない。それから、その税金に対しては、それぞれの所得でございますから、これは会社でございますので、そういう

ことをご理解いただきたいと思います。

それから、計画策定についての職員の時間外云々の話が出ましたけれども、これは、住民の意見をお聞きするためには、住民の皆様というのは勤めがあるんです。私ども8時半から5時15分までの間で、住民をお願いします、計画を策定する委員会にあなたを選びましたから、どうぞ意見を言ってくださいと言っても来ないんです、これは。ですから、住民の皆様方の時間のいい時間を選んで、夜間でもなんでも、この会議を開いたというようなことをございますので、それは、ご理解をいただかなければなりません。

それから、診療所についてでございますけれども、確かにこの診療所の経営、町でございまして、平成17年度までは、この経営、赤字でございました。私になってから、どういうわけか黒字になってしまいました。これは残念なことなのか、ちょっと私は判断しかねております。経営が黒字というのは、これは個人施設であれば大変結構だなというふうに思いますけれども、それだけ、やっぱり健康上悪い方が大勢出たのかなというふうにもとれますし、ちょっと考えてみなくちゃならないというふうなこともございます。

それから、先ほど申し上げましたように、やはり町の施設であるがゆえに、患者さんもわがままがきついのではないかというふうに思われる点もございますので、それらも含めて、あと、議員がご提案された予約制等も含めて、今後、検討課題、早急に検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分からといたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 発言通告7番、2番の高木博文です。私は、大きくは3点、具体的には数点の質問を行います。時間の関係もありますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

まず、第1の質問は、利根町における国保税の滞納額と滞納世帯数の推移、そして、資格証明書の交付世帯数及び中学生以下の数、資格証明書を交付する際の滞納者との具体的な接触等についてです。

そして、全国では、1,798の自治体がある中で551の自治体、30%の自治体では資格証明書が交付されていません。すなわち国保証の取り上げを行っていませんけれども、利根町

はかなり厳格に資格証明書の交付を行っているものと思われませんが、厚生労働省の平成20年10月30日付の通知、被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について、これは町長も読まれたと思いますけれども、これとか、あるいは、9月15日時点での厚生労働省が調査をした各自治体の実態、これらを踏まえ利根町としては、今後、中学生以下への対応をどうするのかを伺いたいと思います。

第2の質問は、私が、平成20年の第2回定例会で質問をし、検討すると回答をいただいた町有地等の有効な利活用問題、具体的には、利根ニュータウンの駐車場や、あるいは、国保診療所の敷地内にある取手医師会の訪問介護所の問題でありますけれども、その後の経過がどうなっているのか、また、今後の見通しがどうなるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと加えて、予算の節約執行という観点から、先ほど白旗議員も質問しましたけれども、最近発行された第4次利根町総合振興計画第3期基本計画の冊子についてですけれども、私が質問したのは、総合振興計画の内容について質問したわけですが、町長は、私が聞いてもいないのに、平成10年発行の冊子を見て余り立派なものは必要でないと発言されました。同時に、今度は職員を中心にやっていくという節約の方向も示されたわけがあります。私も、これには同感であります。しかし、今回発行された冊子を見る限り、カラーページはやや少なくなっておりますけれども、ほとんど前回と変わらない紙質などでつくられております。これが10年前に発行された第4次利根町総合振興計画です。先ほど、白旗議員は2期目のやつもお示ししましたけれども、これが、第3期です。一見したところ、こっちの方が、なお立派な形で作られておるわけなんです。私は、それについて詳しい予算を質問したところでもありますけれども、これは、先ほどお答えがありました。これは300冊つくったということのようでもありますけれども、私は、内容とか、手順ということよりも、町長がせっかく、私に対しては、余り立派なものは必要でないんだと、いろいろ節約をしながら今後つくっていくということを言われたのに、なぜ、これがこういう形になったのか。予算だけから見れば、そう大した大きな額ではありません。しかし、わずか300冊をつくるのに要した費用ということで考えるならば、私は、やはり節約されていないと思います。

3月議会においては、基本構想の一部改正についてということで、そのエッセンスの部分だけが議案として出されました。私は、これをもう少し膨らます程度で、もっと多くの方にちゃんと配ると、そのことをもって、やはり町の行政に対し、あるいは、今後の利根町のあり方について住民が関心を持つ、このことが必要ではないか。町長のこういう意向が、なぜここに反映されなかったのか、そのことをお聞きしたいという具合に思います。

第3の質問は、旧利根中、旧布川小、東文間小などの利活用の具体的な検討と維持管理についてです。

いずれも、跡地の有効な利活用がされないまま今日に至っています。旧利根中につきま

しては、今、備品等の払い下げや、いろいろなやつが進んで、用地転用の問題を含めてどうするかということで、これが進んでいないやに答えがあったわけです。布川小、東文間小等においては、まだ、この1年間は中の備品等の整理をどうしていくのか、そういうことがあって、後の検討に入っていないということではありますけれども、実際に、これが機能するのは先の問題としても、現時点から、地域の住民の意見等を聞きながら準備をしていく必要があるのではないかという具合に思います。

私が懸念しておりましたこの三つの学校のグラウンドとか周辺については、地域の人たちの協力や、OBの方、PTA等の協力で清掃がなされたやに聞いておりますし、私も、つい8日の日に、企画財政課長とともに、ここを、現地、見させていただきまして、そのことについてはありがたいことだということで、また、そうした住民等への働きかけは適切だと思いますけれども、中長期的に考えていった場合、小学校についても、あれをそのまま放置するということは問題でありますし、校舎本体は、どう活用するかはまだ先のこととしても、体育館、武道館、プール、グラウンド、こういったものの活用を具体的に検討することが必要と思われる。町は、今後、どのような日程で具体的な検討を行うのかを伺いたいと思います。

また、年間の維持管理について、中学校については、今までにお答えされておりますけれども、二つの小学校に対して要する維持管理についての予算等が明確であれば、教えていただきたい。

以上を第1回目の質問といたします。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の国保税の滞納額の推移と資格証明書の交付世帯数についてでございますが、まず、滞納額、滞納世帯数の推移と資格証明書の交付世帯について、ちょっと数字であれなんですけれども、申し上げたいと思います。

先に滞納額について申し上げますと、平成17年度が1億5,518万3,967円、18年度が1億3,170万3,450円、19年度が1億3,736万1,527円でございます。

また、滞納世帯数につきましては、平成17年度、これは翌年度の18年度の6月1日現在でございますが、216世帯、それから、18年度、これもやはり19年6月1日現在でございますが、245世帯、それから、平成19年度、20年度6月1日現在ですが、249世帯、それから、平成20年9月15日現在で238世帯というふうになっております。

それから、資格証明書交付世帯でございますが、17年度が104世帯、18年度が128世帯、19年度が117世帯、それから、20年が113世帯というふうになってございます。また、平成20年9月現在で資格証明書を交付している世帯の中学生以下の人数は、14世帯で24名でござ

ざいます。

資格証明書を交付する際の対応者との具体的な接触等につきましては、来庁した際には、滞納の内訳を説明し、確認していただきまして、同時に、国保の仕組み、また、制度について、それからまた、納税の義務などについてご理解をいただき、また、納付に向けて分割納付等も提示しながら、納付の同意が得られるように取り組んでいるところでございます。また、来庁できなかった場合は、文書により、理由と、随時納税相談を行っている旨をお知らせしているところでございます。さらに、納税相談の際には、個々の滞納事情の把握に努めまして、分納等の約束が取り付けられ、納付につながるような取り組みを行っておるところでございます。

次に、2番目の厚生労働省が被保険者資格証明書の交付に際しての留意点という通知を出しているが、利根町では、今後、中学生以下の対応をどのように行うかということでございますが、通知の内容を勘案しながら可能な範囲で滞納者と接触を図り、制度の趣旨をご理解いただくとともに、実態の把握をしていきたいというふうに考えております。

次に、2番目の町有地の有効な利活用の問題でございますが、まず1点目の利根ニュータウンの駐車場の無料貸与についてでございますが、ご承知のように平成21年3月までの契約となっております。今後につきましては、土地の用途に見合った、この土地は大変高度利用を図れる土地でもございますので、その用途に見合ったような利用方法を踏まえて、自主財源の確保につながるような新たな土地活用を検討していきたいというふうに考えてございます。議員も何かご意見をお寄せいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、訪問看護ステーションひまわりにつきましては、今後、賃借料について医師会と協議をしてみたいというふうに思っております。

次に、2点目の3期基本計画の冊子の発行に要した費用と立派なものができ上がった事情等のことでございますが、3期基本計画につきましては、当初から計画を町内で行うということで始まりまして、ですから、コンサルタントに委託するのではなく、手づくりで計画を策定したものでございます。また、計画の原案につきましては、審議会でご了解をいただいた後にすべて取りまとめたものでございまして、多少時間はかかりましたが、職員が全部行っております。また、表紙の写真については、業者に委託しますと飛行機代のほかに写真1枚について3万円かかりますが、この写真は職員が飛行機に乗り込み撮影を行ったものでございます。できるだけ自前で行うということで製本を行ったところでございます。経費につきましては、先ほど申し上げましたように、飛行機代20分で2万8,140円、印刷製本代が300冊で49万9,275円、概要版印刷代が100部で9万8,000円というふうになっております。そのほか、振興計画審議会報酬、あるいは、住民意識調査印刷代、それから、住民意識調査郵送料、意識調査集計手数料などなど、先ほど申し上げましたけれども、108万4,020円の経費がかかってございます。

参考までに申し上げますと、平成14年度に行った2期基本計画の策定の際の関係経費は、計画書策定委託費が194万2,500円、振興計画審議会委員報酬が44万3,500円、住民意識調査業務委託費等が346万7,100円で、合計585万3,100円というふうになっております。

今さっき、基本計画について立派だと言いました。どこが立派だか私わかりませんが、ただ単に表紙が私は立派にしたように、人目につくように、目立つようにということで、利根町の将来の振興はこの三つの橋しかないというようなことで、わざわざ職員を飛行機に乗せて、この写真を撮ったものでございますので、ひとつご理解をいただくかございません。

そういうことで、第3期基本計画の策定に関しましては、できるだけ経費をかけずに実情に合わせて行ったものでございます。また、この計画書につきましては、今後5年間使用いたしますので、ホチキスではちょっと外部に出すのもあれかなというようなことで、製本をいたしたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

最後に、旧利根中学校、布川小学校、東文間小学校の利活用の具体策の検討と維持管理についてでございますが、旧利根中学校につきましては既にご承知のとおり、土地を高度利用するために用途地域の見直しを行っているところでございますので、この作業の見通しが立った時点で、土地などの条件を町ホームページや県の出先機関などを通じて公表いたしまして、進出していただける、また、土地を利用していただける事業者などを募っていきたいというふうに考えております。

布川小学校、東文間小学校につきましては、利活用が決まるまで体育館などを町民の皆様方に開放したいというふうに考えております。利活用の方法につきましては、先般開催いたしました懇談会で、体育館などのほか、プールも開放してほしい、また、住民の皆様方の生涯学習活動のサークルにも貸したらどうかなどのご意見をいただいたところでございます。そして、もっと住民の皆様方に広く意見を求めたらどうかなどのご意見もございましたので、ホームページなどを活用して、町民の皆様方のご意見等をお聞きしたいというふうに思っております。

年間の維持管理計画及び予算につきましては、除草作業につきましては、町としては職員の手により2回から3回の作業を予定しております。維持管理の予算につきましては、旧利根中学校につきましては、建物の火災保険料、機械警備委託料などを含め90万円程度、布川小学校、東文間小学校につきましても、同様に、最低限必要と思われる予算をもって維持していきたいというふうに思っております。

また、除草につきましては、地域のボランティアの皆様方のご協力をいただいておりますので、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 2回目の質問を行います。

先ほど近年の国保税の滞納世帯の推移については、数字的に報告ありましたし、わかりました。私が承知している全国的な傾向も、利根町と同様でありますけれども、問題は、今からが大変な状況になるのではないかという具合に思います。今日の経済動向を反映して、一層、事態は申告になるものと思われれます。加えて心配されるのは、後期高齢者医療制度においても、普通徴収者の、青森の場合は12%という具体的な数字が出ております。それ以外のところでも、大体10%ぐらいが滞納をしておるということで、これらの人たちは、現行制度でいけば資格証明書の発行につながるということが懸念されます。

恐らく町長は、先ほど数字を述べる際に、県を通じて厚生労働省から出されてきた資料等も見ながらお答えになったと思いますけれども、そこにおいては、この被保険者資格証明書の交付に際しての留意点というものが具体的に延べられております。ただし、この文書を一面的に見たんでは、私は、間違いだという具合に思います。この通知の文書は、厚生労働省の国民健康保険課長と雇用均等児童家庭局の総務課長の連名で出されております。問題は、特に子供たちに配慮を求める中身でつくられておりますけれども、この後期高齢者の問題と関係して考えるならば、お年寄りに対しても、こういう考え方を踏まえて尊重すべきではないかという具体に思うわけなんです。

これは、事前には通告しておりませんので、要望だけとしておきますけれども、先ほど利根町の資格証明書の発行の実態について答弁がありました。この数字を利根町と茨城県全体と比較をすれば、利根町は加盟世帯のうち滞納世帯は21.3%です。県全体は24.2%となっております。というのは、利根町の方がそれなりに徴収努力をされているということで、滞納世帯の数が少ないということが明らかであります。それでいて資格証明書の発行数は滞納世帯の17.4%、利根町の場合は資格証明書を発行しているわけです。それ以前に、短期被保険者証の発行も当然あるわけです。ところが、茨城県全体では7.2%しか資格証明書は発行されておられません。利根町は異常に高い比率になっております。

具体的に、他の自治体の事例も挙げますけれども、ちなみに龍ヶ崎市は滞納世帯は33.2%です。非常に多い滞納率になっているわけです。ところが、資格証明書の発行数は3.1%です。さらに、今問題になっている中学生以下の子供たちに対して、資格証明書は1人として発行しておられません。中学生以下の資格証明書の発行は、利根町の場合、先ほどお話しありましたように、中学生以下で14世帯の人数です。そして、県全体では556世帯で、861人という具合になっているわけですが、いろいろな自治体は努力しているんです。先ほど言いました厚生労働省の留意点を先取りした形で、それぞれの自治体が努力をしております。

ちなみに、この厚生労働省の留意点を述べた通達は、機械的にやるなということは何回も強調しております。そして、資格証明書を発行するときには町長に決裁しると、町長の裁決にすべきだとか、あるいは、担当課だけでなく、行政内に資格証明書を発給する必要性があるかどうか、審査委員会等を設けて、そこでもって判断をしると。これらを通じ

て考えるのは、私も公務員出身ですからあえて言わせていただきますけれども、この種の文書は、できるだけ政治的な判断をも交えて、住民に役に立つように運用しなさいという中身だという具合に思います。

子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点、これも別添で、わざわざ別立てで示しているんです。予防的対応としては、事前通知及び特別事情の把握の徹底。先ほど町長が述べられた中身で言えば、私に言わせれば、極めて不親切、全く必要最低限の対応でしかないと言わざるを得ません。来た人に説明するとか、納税相談の場を利用してどうこうじゃなくて、よその自治体は文書だけでなく、家庭を訪問する。その家庭の訪問も、昼だけでなく夜、電話も昼だけでなく夜、そういうことをも含め、かなり丁寧にやっております。

恐らく町長が見られた資料にも出ているかと思いますが、それらがかなり詳しく他の自治体ではやられておりますし、同時に、この茨城県の中で、もっと具体的に自治体名等を挙げて報告をしますと、子供のいる世帯へ配慮している、資格証明書を発給していない自治体は、龍ヶ崎市以外にも、大洗町、五霞町、境町、ひたちなか市、かすみがうら市、東海村、牛久市など、9自治体、これは子供がいるからということで、子供に対しては資格証明書を発給していない、そういうことでありますし、そして、滞納世帯はあるけれども、資格証明書そのものを発行していない自治体も5自治体あるわけです。また、滞納世帯からも見て、明らかに発行を抑制している自治体も数多くあります。資格証明書の発行比率は、茨城県44自治体中9自治体が1%以下です。そして、9自治体が、利根町を上回っているんです。利根町は、さっき言ったように17.4%という異常に高い数字です。

私は、町長がこの厚生労働省の文書等を正しく読んでいただくならば、当然、利根町は改善して当たり前ではないかと。町長の裁決によるという、窓口の事務担当者のみで判断をするなという文言も入っているのは、町長の政治姿勢に期待して、そういう文書が出されているものだという具合にも思うわけなんです。

そういう意味では、利根町は、非常に形式的、事務的な対応であります。現在開会中の臨時国会でも、子供の無保険者対策として保険証取り上げを行わない方向で法改正が、野党と与党との修正協議が行われ、今国会中に、それは成立するだろうという報道が、既になされておるんです。ただし、時期は来年4月以降、そして、臨時の措置として短期被保険者証をとにかく出すと。それで、6カ月ごとに様子を見ながら対応をしていこうではないかという中身になるようでもありますけれども、現時点で厚生労働省が出しているやつは、とにかく緊急的対応として短期被保険者証を発行すると。世帯主から市町村の窓口において、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかに短期被保険者証を交付するものとするという文言が具体的に入っております。そして、短期被保険者証は、1カ月程度でも構わないと、とにかくそういう世帯、該当者と接触の機会を多くして、

その実態を把握しながら、国とか、町の施策において他に援助できる方法はないか、いろいろ知恵を出しなさいという中身が、今、示されているわけなんです。

私は、このままでは利根町はよその自治体より大きく取り残される、このことを懸念するわけなんです。茨城県全体、私さっき言いましたけれども、決して進んでいるわけじゃありません。全国の自治体のうちの約3割が自治体独自の判断でそういうことをやっているという、ちゃんと調査が、これは厚生労働省がやった調査で出ているんです。そして、自治体として、どういう事例で、そういう世帯との接触を持っているかというやつも、具体的に例を挙げております。一般的に共通する対応という形で、これはほとんどの自治体でやられている、優れている中身ですと、そういうやつで一般の滞納している世帯の関係と、子供のおる世帯との関係、具体例を挙げて、これを参考にしながら、地方自治体、取り組みなさいという中身です。

だから、私は、やはり地方自治体が住民の福祉の増進を大儀として存在するならば、住民の福祉というのは、福祉、これは、この前も、私、この場で発言をしましたがけれども、利根町が小学校卒業する子供たちに際し贈っている辞書で、住民が満足できるような生活環境、福祉というのはそういう意味を持っているようです。それを、地方自治体というのは、もっともっと進めていくんだと、これが一番大きな目的だということが、地方自治法の1条でうたっているわけですから、その立場に立つならば、厚生労働省がこのように示している中身ですから、来年4月の国の施策を待たずに、ぜひ、わずか中学生以下で14名ですか、高校生を含めても29名、やっぱり住んでよかった利根町というのを住民に実感持たすためにも、ひとつ、町長の英断をお願いしたいという具合に思うんです。

これを、制度がない中で、どこからお金をひねり出すという担当者のその疑問は、私に問いかげられたこともありますけれども、幸いに国保の特別会計、事業勘定でも1,000万以上、一応、繰り越しできるような状況もあるわけです。この子供たち14名が、全部が全部、病院に行くわけじゃ決してありません。病気になった場合、どうするのかということであります。ことしの冬も、恐らくインフルエンザ等の発生が懸念されますし、早期発見、早期治療、それで、医療費の負担を町の保健会計であるか、あるいは、個人の持ち出しであるかは別にして、やっぱりできるだけ少なくて済むように、町がそこまで住民に対する思いやりの心を持って、ぜひやっていただきたいという具合に思います。

また、こういう滞納者との接触を頻繁にやるという、その必要性は、その住民の生活の実態を行政が的確に把握するということだと思います。利根町は確かに住民税等の徴収率も、それなりに頑張っておるといえるのは、よくよく承知しております。しかし、それだけでは決して十分ではないと、そういう実際に徴税にかかわる方、あるいは町の町民生活にかかわる部署、あるいは健康福祉にかかわる部署、それらの関係は、やはり住民の利益に、今、厳しい財政の中でもどうするのかという知恵を出しながら対応をしていく、これが求められているのではないかと思います。その意味で、担当の課だけでこれを判断するんで

はないと、行政内部に他の部署にまたがるやはり審査会を設けて、その決定を慎重になさいと、そして、町長がそれを裁決なさいとということをわざわざうたっているのは、私は、そういう趣旨だろうと思います。ぜひここは町長の、重ねて英断を求めたいと思います。

それから、町有地を初めとした町の財産の有効活用、これは当然のことです。とりわけ、来年の4月から、こういった部分で住民の負担をふやしたいんだということを既に町長は、この利根町集中改革プランの追加版で住民に知らせているわけです。それを踏まえるならば、私は、この値上げそのものに反対しますけれども、しかし、やむを得ず値上げするに際しても、町がいかに努力しているのか、このことがいろいろな形で住民にアピールされなければならない。そういう意味では、ニュータウンの駐車場の利用の問題について、確かに5年前、あの駐車場を直接つくる費用をどこから出しているのかという問題もありますし、周辺の公園等の設備もそこから出したというお話も、これはせんだっての答弁の中でありました。だから、私は、5年前のその扱いについてどうこうとか、さかのぼってどうこうということ言うわけではないんです。来年の3月31日で、明確にそれが、契約期限が切れるということになれば、駐車場を壊してどうこう言うつもりもありません。あれはあれで有効に活用したらいいと思いますけれども、そこで得られる駐車場料金、実際に利用者が払う年間の額を総計すれば、たしか168万円ぐらいになったはずですから、適正な管理料等は当然出さなければならないと思いますけれども、町長が言うておられるように、1,000円でも、2,000円でも、収入がほしいんだと、町の財政が厳しいんだからというこの考え方に沿って、関係者ときっちりお話をしていく、このことが必要ではないかと。国保診療所敷地内の訪問介護ステーションのひまわりについても、同様です。取手医師会との関係で、ぜひそれを強めていただきたい。そのほかにも、確かに遊休地等があるわけですから、ここも、やはり精いっぱい努力をしていただく中で、住民に協力を求めるべきではないかと。

それと関連して、私は、これを取り上げたわけでありまして。おっしゃるように、職員手づくりで、いろいろな知恵を出されて、前のときに比べて5分の1ぐらいの費用でやられたというのは、私は、これは積極的に評価したいと思います。しかし、同時に、やっぱり町長が私に与えた印象からすれば、これを見て言われたわけですから、その印象をも含め、もっとやはりドラマチックに変化する部分があるのではないかと期待したのは当然でありますし、私は、いいものを少なくつくるよりも、やはり数多く町民にそれを理解してもらうためには、質は落としてでもちゃんと発行をして、今後の利根町のあり方に関心を持っていただき、積極的に参加していただくべきではないかと。それと、町長はちょっと深く考えずに私に答弁したんでしょうけれども、あるいは、全体ひっくるめてお話されたのかもしれないですけども、やはりそういったところも含めてというんですか、住民に、町は本当に節約しているのかという感情を与えないように努力をすべきかと思

ます。

そして、この3期基本計画と学校跡地の利用と関連してお考えをちょっと示していただきたいわけですが、この3期基本計画の中でも、利根町が少子化のもとで高齢化が一層進むと、そういう中で、スポーツや、さまざま、介護福祉サービスの充実、スポーツ施設や介護福祉サービスの施設の問題等についても、至るところで強調されているわけです。私も、それは全く同感でありますけれども、しかし、そういう場が本当に身近なところで用意されているのかどうか、例えば利根町は、民間のスポーツとか、そういったものはほとんどないわけです。

具体的に例を挙げれば、プールは、小学校、中学校しか、利根町はないわけなんです。また、武道館、体育館というようなものも、屋内の施設はありません。グラウンドこそ、利根川の河川敷やら、押付本田のところやら、幾つかありますけれども、だから、昨年、一昨年と、主要成果表の中で社会教育の一貫として、利根町では学校がどう使われているのかという数字が具体的に出されておりました。もちろん小学校はこの4月からの統合ですから、統合前、統合後の数字は出ておりませんが、しかし、二つの小学校で、恐らくは3,000人程度が学校施設を利用して交流したり、スポーツをしたり、そういう数字が出ていたと思います。中学校については、18年と19年と比較した場合、約2,000人ぐらい利用者が減っております。

それだけ、利根町の住民、そういう場が奪われたということでもありますから、私は、本体そのものについては、なかなか、すぐにいじるということとはできないかとは思いますが、周辺のそういう施設を利用しながら、住民に開放し使ってもらおうと、そのことが、今、ボランティアの方々、あるいは職員の方々が、校庭の清掃とか、いろいろなやつをやったりするそのことに対しても、張り合いが出てくると。また、そういう人たちにも協力してもらえれば、一番いいんじゃないかと。

私、先日、利根中の方を見させてもらいました。確かにグラウンド等はきれいになっております。これは非常にありがたいことです。しかし、中庭とか、周辺の方へ回れば、やっぱり使わない施設、外も中も含めて傷んでいきますし雑草も伸びてきます。やはりそういったものをどういう形で今後使おうとも、できるだけきれいな形で残していくと、その立場に立つならば、一部分にしる開放をして、そこを利用する人や周辺の住民等に協力をしていただきながら、保存、維持管理も図っていくと、このことも必要ではないかと。それは、すぐに結論は出せないと思います。

町長がおっしゃられるように、あそこの用途地域の変更後、県がそれを認めたならば、それでもってホームページ等でそのことでの利用を呼びかけていくという、これも結構なことです。私、そこまでは別に反対しているわけではありません。しかし、それでも時間がかかるだろうと。2006年の5月の茨城新聞が、茨城県内において学校の統合後の利用がどうなっているかという記事が出されておりました。約20ぐらいの事例が、数で言えば挙

げられておりますけれども、中には2校ほど、火事でもって何ともやりようがないというところも出てきておりますけれども、あとは、やはり地域のコミュニティー施設に転化するような形に活用がされております。そういったことを考えてみると、できるだけ早くから地域住民に働きかけをし、支援を得ながら、その活用を図ると。

利根中の問題については、一つの区切りとして、町長おっしゃるような手順を踏んでいかざるを得ないと思っておりますけれども、私は、それでも、すぐに見つかるということじゃないと思っておりますから、やっぱり当面どうするかと、そういう事態にあったとしても、十分にハンドルは切れるような状況のもとで活用を図っていく、活用についての要望を求めていくと、このことが必要だと思うんです。

あの利根中の第2グラウンド、あそこの場合は、テープを張っていおるだけですから、中には入れるわけです。あれだけ広いところがちゃんとした形で活用できないというのは、非常に残念です。もっと町として、住民の健康づくりの一貫として積極的に使っていく、この姿勢を打ち出すことも、現在の利根町において必要じゃないかと思っておりますし、この第4次利根町総合振興計画の中でも、そういったことを匂わす文章は、あっちこっち出ているわけなんです。しかし、実態が、なかなかそういう形になっていない。私は、やはりそのことをも含め、統合された学校跡地の活用で、この基本計画に合致させるような形の活用を追求すべきではないかと。少なくとも、住民にそのことを問いかけて意見を聞くべきではないかと、そういう意味で具体的な検討等をどういう形で進めていくのかということを行っているわけでありまして。

小学校については、いろいろ使わせてほしいという声があるんだと、それは検討していくというお話が、今回に限らず、その前から教育委員会の方からもありました。だから、全然何もやっていないということじゃないでしょうけれども、本体の校舎そのものは別として、周辺で使われるものについては使っていくといことぐらいは、早目に打ち出せるんじゃないかという具合に思います。それについてどうお考えなのか、いま一度、ご答弁をお願いしたいという具合に思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、資格証明書等の発行云々、そのほか、いろいろございますけれども、滞納を含めた実態等については、課長の方から説明をさせたいと思います。

それから、ニュータウン等の駐車場、あるいはひまわりに貸してある施設等につきましては、先ほど申し上げましたように、住民に負担を求める形に、今、料金等の改正を行っておりますけれども、土地の有効利用を十分に考えていきたいというふうに思っております。

それから、振興計画のものですが、いいものというその意味が私にはちょっと理解でき

ないんですけれども、なぜいいものをつくったかということで、今お二人の議員さんから指摘されましたけれども、私は、いいものをつくって、いいものという言葉からすれば、つくってよかったかなというふうに思っています。というのは、その表紙だけを見ていいものというふうに感じたのであれば、これは、その計画そのものを手にしてみたいな、中を開いてみたいなということで、関心を持たれるという意味では、大変、私は成功したのかなというふうに思っておりますので、そのいいものの意味は、私はそのようにいい方にといいいますか、そのように私はとらえてみたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、各学校の利用方法について、確かに地域のコミュニティー等の場として利用するという事は、一番簡単なことなんですけれども、町としては、やはり利用することによって何らかの収益が上がることを前提にどうしても考えちゃいますんで、まず、町のPRをしていかなきゃならない。それで、町内の皆さん方もそうなんですけれども、町外から、やはり目をつけられるような、そういう施設でありたい、町でありたいというのが私の願いでございますので、ひとつ、その辺、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

2番（高木博文君） 滞納世帯に対する資格証明書、町長自身が答えなくて、担当課長、答えられない。

町長（井原正光君） 最終的には、私が決。今、現状を理解してくださいよ。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、高木議員の質問にお答え申し上げます。

国保税の法律等は高木議員ご存じのとおりでありまして、資格証明は法律で定めてありますし、条例でも定めてございます。それで、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めていない悪質な方に限って適用するんだという前提があります。それで、特別な事情ということを経験してありますけれども、災害とか、いろいろな形で、やむを得ない理由があるという場合は資格証明書発行しなさい、なおかつ、その資格証明を発行するという趣旨は、接触をしなさいと、いろいろな形で、いろいろな状況があるだろうから、その方の状況を聞きなさいと、そういうことで、なおかつ、その滞納額を減らすような努力しなさいというのが趣旨だろうと思います。

それで、先ほど町長からありましたとおり、1億何千万というお金が滞納額になっている。これは、滞納者の額です。ですから、被保険者、一生懸命、所得に応じて、ない方には減額しながら払っていただく、相互互助の関係で少なくとも均等割を払っていただくという形で、今、運営していくということです。

今回、4月からですけれども、国保税の値上げしたという形で、この中でも議論はあり

ましたけれども、1億何千万のやはり国保税の値上げをさせていただきました。そうすると、滞納額を失格すれば、値上げもしなくて済むんじゃないかという一般質問受けたこともありました。ですから、そこら辺は、厳粛に被保険者の運営も含めて対処しなくちゃならないという、原則は高木議員ご存じとおりに思います。

その中で、先ほど言いましたとおり、10月30日に国の方から留意点ということで来ています。第1点目は、先ほど言った特別な事情がない者については、厳粛に資格証明発行しなさいというのが第1点目です。これがありました。第4番目、最後の方に、そうはいつでも子供の医療を受ける必要性が生じるときがあるので、そういうものについては特別な事情に準ずるような形でよく考えて発行しなさいと、今言ったように、災害だとか、いろいろ、破産したとかいうものじゃなくて、それに準ずるものであれば短期的な証明も発行に努めなさいということでございます。

それで、きのう質問ありましたとおり、子供のいる世帯の所得の状況を見ますと、低所得者という形の世帯ではないということが見られます。先ほども、きのうも言いましたけれども、200万、300万と所得ありながら、子供に、滞納して保険証を渡さないという親がいるとするならば、それは保険制度の中の話ではなくて、福祉とか、下手をすると児童虐待という意味で、本来、親が務めることをしていないんだという形があるんだろうと思います。そうはいつでも優位事項という形で、そういう形で町もちょっと考えなさいよということもありますので、町長とも相談をしながら進めていくと。

たまたま、きょう、朝、来ましたら、これ、高木さん知っているかわからないですが、県の方から文書が届いておりました。先ほどちょっと触れておりますけれども、自民党の労働部会と公明党の厚生労働部会の会合の中で、今国会において改正案を出すんだということであります。その中身は、先ほど高木議員が言われたとおり、滞納世帯については15歳以下の子供だけでも保険証を出しましょうという形でございます。ですから、今の制度の法律の中では、15歳だけに出しなさい、努めなさいということが、しなさいという意味ではなくて努めなさいと、よく実態把握しなさいということですので、法律上はそれはやはり改正しなきゃならないということだろうと思います。ですから、それを先取りしてやるかどうかというのは、先ほど町長が言ったとおり、この中身よく検討して対応することですので、そこらは財源のこともありますし、今後、検討していきたいということです。

以上です。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） それでは、3回目の質問を行います。

今、町民生活課長の方から答弁あったような動きが、現実なされているわけです。しかし、多くの自治体でそれに先んじて、やはり住民の福祉を守るという立場から実施に移しているという、この事実も、私はぜひ受けとめていただきたいと思います。おっしゃるよ

うに、課長言われた子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点、これ、概要の文書でありますけれども、要望的対応としては、とにかく事前通知及び特別事情の把握の徹底ということがうたわれております。そのとおりだろうと思います。

しかし、利根町が厚生労働省の調査に答えられた中身では、こういう資格証明書を発給するについて、どういうことをやったかということについては、1行だけ書いているんです。課長にお聞きすると、それだけじゃないんだと、ちゃんと関係する課といろいろな連絡はとっているということは言っておりますし、そこの協力も得ているということは言っていますけれども、年度末に滞納者に対して納付相談を実施し、と利根町の分には書いてあります。しかし、つくば市の場合は、こういうこと、督促状、催告書、保険証更新予告通知、休日納税相談通知、保険証更新最終予告通知、資格者証切りかえ通知等を発送、平日個別訪問、休日個別訪問、納税相談、休日納税相談等を通じ滞納者との接触を図っています。しかしながら1年間相談もなく、納付もない方に限定して資格証明書を交付していますと。

これに近いことはやっているんだと思うんです。ただし利根町の場合は、人がいいのか、何かこういう短い結論だけで出されていると。これは、住民に対しても誤解を与えるし、私どもに対しても誤解は与えると。だから、私は、そのことを踏まえつつ、なお言うわけですけれども、これは、厚生労働省が、よその自治体でこういうことをやっていますという事例が、全部、挙げられています。恐らく町長も、これをごらんになったと思いますし、また、担当課長、持っているはずですから、ひとつ見ていただいて、他の自治体がどういうことをやっているのか、そして、また、ここでは、やはり厚生労働省ですら、法改正に先立って今どうすべきかということをきっちり打ち出しているんです。

それも申し上げますけれども、予防的対応として、短期被保険者証の活用、これは既にやられておりますけれども、そういうこともつけ加えておりますし、そして、今、課長が言われた発言からすれば、福祉的対応、養育環境に問題のある世帯に対する対応、実情把握の際、養育環境に問題のある世帯を把握した場合などには、児童相談所や市町村の福祉部局とも密接な連携を図るということも、ちゃんと言われているんです。だから、別に野放しにするとか、どうこうということじゃありませんし、現在やっている部分をさらに強めていくということなろうかと思います。そして、最後に緊急的対応としての短期被保険者証の発行ということで、先ほど読み上げた中身でありますし、これと恐らく同趣旨が、今、与野党間で修正協議がされて、今国会で、12月25日までの国会でこれは成立して、来年4月1日からの施行ということになるようです。

しかし、自治体の3割のところ、それを先取りした形で既にやっていると、その事実をひとつ踏まえていただいて、来年4月1日を待つのではなくて、私は、何とか町長の英断をもってそこをやっていただきたい。これは、やっぱり町長がそういう決意をしていただかなければ、担当の課長等では、それを町長の判断乗り越えてやるわけにはいきません

から、当然、このことが求められるという具合に思います。この点について、再度、町長、最後に。先ほど、最後の判断は私がやるんだということをおっしゃられましたし、いい返事を期待して、私は3回目の発言終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろと資格証明書についての実態等、今、高木議員の方からお話しされましたけれども、やはり自治体といたしましては、今、高野課長も言いましたように、いろいろな滞納者の調査を接触した中でさせております。そういう中での報告を聞きますと、今、課長も言っていましたように、悪質が多いというようなことなんです。それで、もう一つは、所得があるということをやはり当方では把握しております。そういったことから、まず、国保税について理解をいただくしかない、その上で納税を促していくしかないというふうに考えておるところでございます。

他の自治体で、先んじてやられている自治体もあるようでございますけれども、当町においては、あくまで、この留意点等は踏まえつつ、皆さん方には条例というような形でご提案を申し上げ、その中で執行していきたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願いをいたします。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後からは1時半から再開いたします。

午後零時12分休憩

午後1時30分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を行います。

8番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） こんにちは。守谷です。通告順に従って質問いたします。私の質問は、公文書についてと財政再建について、大きなテーマ二つです。

まず、最初の公文書について、これは、利企政G第47号という企画財政課が発行した公文書についてです。なぜ、質問するかといいますと、私は9月の定例議会で公文書、利根企画政G第46号について質問しましたが、町長及び担当課長は、ほとんど回答していません。そこで、再質問させていただきます。今回は事前に通告しているので、文書作成者に質問内容をお伝えし、あらかじめ回答を用意していただき、簡潔明確にお答えください。

これから、1から7までの質問をさせていただきますが、1から7に関しては、秋山課長にお答えいただいて、8番目については、町長にお答えをいただきたいと思っております。

まず、1番目、取手警察署へ犯罪等の発生事例の照会にかかわる顛末についての報告書、つまり私が言っていました公文書利企政G第46号を作成する際に、取手警察署の担当者に、5月25日の地元説明会に間に合わせたいのでよろしく頼むと電話で依頼を求めたが、何ゆえ5月25日に間に合わせる必要があったのか、その目的についてお答えください。

2番目、また、本来、公式な文書として記録を残す必要がある役所対役所の照会と回答という重要なやりとりをすべて電話連絡とした理由、直接所轄警察署ではなく、取手警察署経由で照会、回答の依頼をした理由の2点についてお答えください。本来ならば、公式な文書でやりとりするのが当然であります、なぜ電話で、しかも取手署経由になったのかという理由の2点についてお答えください。

3番目、公文書利企政G第46号には、3カ所の不正記載があります。私は、8月14日、取手警察署の担当者、生活安全課長の石川課長と面談して、利根町の担当者へどのような回答をしたのか確認しています。その際、石川課長は、場外馬券売り場施設ができる前後での犯罪状況は特段変わらないとの回答はしたが、公文書利企政第27号に記載された照会1から3については、該当文書が取手警察署に届けられていないので見てもいないし、また、照会も求められていないので回答していないと言っていました。ところが、公文書利企政G第46号には、回答として照会事項(1)(2)(3)のすべてにおいて該当する事例は認められなかった、また、施設開設後、現在に至るまでの間に、市民からの苦情や相談も受けていないと、石川課長が回答をしていない文言が追加記載されています。また、参考として、1から2の照会文章が、ここに、今、載せてありますが、時間があればお読みください。

また、ひたちなか市役所企画調査課の笹嶋氏も、公文書の中では、以降これまでに質問にあるようなことやトラブルのたぐいは聞いていませんと回答をした。しかし、公文書利企政G第46号に記載されているかぎ括弧以下、以降これまでに質問にあるようなことやトラブルのたぐいは一切認められず何ら問題もない、とは言っていない「一切認められず何ら問題はない」とは、文言が追加されたことに驚いていると、利根町の誘致反対派の住民お2人が、7月31日の笹嶋氏との面談、この面談のときには、ひたちなか市役所の笹嶋氏の同僚2人が立ち会っております。そこで、そのように回答しています。

つまり、石川氏の場合も、笹嶋氏の場合も、本人が回答した内容ではなく、回答をしていない文言がつけ加えられています。こうした行為は、刑法第156条の虚偽公文書作成罪、作成に抵触します。何ゆえこのように回答された正しい文言ではなく、回答していない文言が追加されたのか、その理由と目的、この2点についてお答えください。

4番目、5月21日に決裁された公文書第46号は、住民に知らせるための公示等をしたのかとの9月議会での私の質問に対し、秋山課長は、していないと、利根町の文書管理規程にのっとり課内でファイルしていると答弁しました。これに間違いがないかどうか、もう一度ご答弁ください。

5番目、その後、5月25日までに当該公文書のコピーと、外部に持ち出し部外者に渡すことを目的とした許可申請が、秋山課長に5月25日までに提出されていたかどうか。

もし出されているならば、その申請書を当議会に提出していただきたい。

7番目、許可申請の有無にかかわらず、5月25日までの間に、文書管理責任者として秋山課長ご自身が、当該公文書のコピーと外部持ち出し等の行為を許可したことがありますか、お答えください。

8番目、町長は9月の議会で、これら公文書にかかわる私の質問に対して、調査して回答すると答弁していますが、2カ月以上経過した現在、まだ回答はありません。いつ回答するのか、明確にお答えください。

大きな問題2番目、財政再建についてです。

次に、利根町が直面する最大の問題は、財政再建でございます。それについて、質問をさせていただきます。

平成19年度一般決算書によれば、本年度4月現在の利根町の財政調整基金の残高は6億2,946万円となっています。ここ数年、毎年、歳入不足のために財政調整基金を取り崩し、そして、予算編成を行ってきました。私の試算では、今後2年間は、この財政調整基金で何とか予算編成ができるものと思いますが、3年後は大変厳しいものと考えています。さらに、昨今言われておりますアメリカ発のサブプライム問題に端を発する世界恐慌とも言える金融危機によって、当町の財政にも税収減として、その影響が近い将来、着実に追い打ちをかけるものと思われます。

日銀と財政当局の政府首脳は、今後、日本経済はさらなるリセッション、つまり低成長、あるいはマイナス成長の景気後退に陥るものと予測しています。また、経済学の専門家は、もっと最悪のスタグフレーション、景気後退と物価上昇が同時に起こり、経済はマイナスのスパイラル、らせん階段を落ちることですね。現象が既に進行し、多くの人々の家計を圧迫、数年間は国内消費が衰え、さらなる景気後退をもたらすと警鐘を鳴らしています。そのとおり大量首切りが行われています。

こうした百年に一度と言われる最悪の経済環境下で、税収の増加と地方交付税の大幅な増収も期待できません。そこで、財政再建のかなめとなる歳出削減と歳入増について、短期的な施策と中長期的な方針についてお伺いいたします。

まず、第1に、歳出削減について。

1番目、通常、どの民間企業も、公共自治体も、地方自治体も、財政削減の一番手っ取り早い手段として、最も短時間で効果を発揮する人件費の削減に取り組めますが、その場合、肝要なのは財政規模に見合った額に抑制することで、職員の人数の多寡、多い少ないによって決めることではありません。財政の規模に、あくまでも見合った人件費に抑えることが重要なんです。現在の職員数と、その総人件費をお聞かせください。

2番目、通常、経営学的には、人件費の占める割合はその事業体の年間予算の20%以下、

理想は18%以下が望ましいと言われていますが、私が20年度予算で試算したところ、これは20年度予算に計上されている人件費、1年以上の常雇用の人たちの人件費、共済費とか、人件費にかかわるさまざまな項目を全部、私がエクセルでピックアップして全部入力した結果、総人件費は14億1,000万円余りで年間予算の約29%を占めています。この比率を20%以下に抑えるお考えがあるのかどうか、お聞かせください。

3番目、人件費以外で歳出削減を考えているとするならば、その具体策と削減金額、実施時期等についてお聞かせください。

それから、財政再建のもう一つの歯車、歳入増についてです。

1番目、昨年12月の定例議会で私は、町の活性化と税収を回すために、余り投資的な経費を伴わない、お金を使わなくてもかなり効果があるんじゃないかということで、今すぐできる新住民をふやす施策として、もえぎ野台まで路線バスの延長を考えてほしいとの質問をしました。ちょうど昨年12月です。そのとき町長は、これから企業の方とお話していかなければならないとの答弁をされましたが、あれから1年経過しました。話し合いをしたのでしょうか。もし話し合いをしたのなら、その内容についてお聞かせください。もししていないのなら、なぜしていないのか、理由もお聞かせください。

2番目、ことしの春から夏にかけてこの町を分断した、民意を分断した大きな問題、利根中学校の跡地の問題ですが、その跡地利用について新しい進展があったのかどうかお聞かせください。

三つ目、行政当局は、ことしの5月に発表した集中改革プランの追加版で4項目21項目を発表しましたが、その中身は、さまざまな分野で利用料金や国民健康保険税など、これ、国民健康保険に関しては上げると言っています、既に。見直し、つまり値上げとなります。こうした住民に負担を押しつける施策は、まず徹底的なむだを省き、もうこれ以上支出の削減はできないという限界まで行き、行政コストをとことん下げる努力が必要です。その後で、住民への説明を十分に行い、住民の理解と合意を得て初めて実施されるべきものとは私と考えています。この追加版、改革プランの見直しをするお考えがあるのかないのか、お聞かせください。また、見直しをしないとすれば、今後どのように、この集中改革プランを進めていくのか、具体的にお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、守谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな公文書についての第8点目の公文書について調査して回答すると答弁しているが、いつ回答をするかのことでございますが、9月議会定例会において議員に対する答弁で、情報の開示請求の前に当該文書が外部に出されたのかどうかを調べてみたいと申

し上げましたが、議員に対して回答するとは申し上げておりません。

当該文書の公開に関しましては、情報公開の請求が出されて、情報公開の規定に基づいた手続がなされて当該文書の公開がされておるところでございます。

次に、2番目の財政再建についてお答えいたします。

歳出削減の1点目の職員数と総人件費でございますが、12月1日現在の職員数は、私と教育長、派遣職員、再任用職員、それに、医師や企業職員を含む一般職員を合わせまして158名でございます。その総人件費は13億280万5,000円でございます。

次に、人件費の削減については、今後も抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、適正な定員管理の中で実施していきたいと考えておりますので、財政規模に占める比率で抑制する考えはございません。

予算総額に占める人件費の割合でございますが、一般会計と特別会計合わせまして総予算額は92億7,427万7,000円でございます。このうち職員の総人件費の割合は14%でございます。また、議員報酬、委員報酬等を含めた総人件費は14億447万6,000円で、予算総額の15.1%になっております。また、賃金は物件費でありますので、人件費には含んでおりません。

次に、人件費以外の歳出削減ということでございますが、私が町長に就任したときには、利根町における財政状況を検証したところ、当時、現状のまま財政運営を続けていった場合、平成19年度に財政調整基金が底をつくため、財源不足を補うことができず、歳入から歳出を引いた収支が赤字に転換してしまうことがわかりました。さらに、平成20年度以降、赤字の額は年々増加する状況にあり、すべての特定目的基金を取り崩して財源不足に充当したとしても、赤字の解消にはほど遠く、予算編成ができない状況にありました。その内容は、平成17年12月に「広報とね」号外により、町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

このような危機的な財政構造をいかに脱却し、改善していくか、今後の赤字に対する財政の建て直しの具体的な施策を検討し、取りまとめ、数字目標として示す必要に迫られていたわけでございます。そのような状況の中、平成17年度から平成21年度までの5カ年間ににおける行政改革の具体的な施策を織り込み、総額24億9,600万円を目標効果額と掲げた利根町集中改革プランを策定し発表したわけでございます。

また、利根町集中改革プランに掲げてある種々行政改革の取り組みによる効果を盛り込んだ普通会計における財政面の建て直し、つまり財政の健全化の方向を示した利根町財政健全化プランをあわせて発表し、その中で、平成22年度末における基金残高見込額を10億円とし、全庁総力を挙げて行財政改革に取り組んできたところでございます。

先週12月5日金曜日発行の「広報とね」12月号において、総額5億5,000万円の効果、集中改革プランの目標を達成と題し、平成19年度の行政改革の取り組みについて、実績の内容を町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。集中改革プランにおける平成

19年度の目標効果額、総額 5 億4,600万円に対しまして、5 億5,027万4,875円の実績となり、目標効果額を約400万円上回る100.8%の達成率となっており、平成17、18年度に引き続き3年連続で目標を達成することができたわけでございます。

この結果、平成19年度末基金残高の決算額が見込み額を2億1,000万円上回る27億1,600万円となり、これは全庁総力を挙げて行財政改革に努力して取り組んできた結果が、ここにあらわれたものと考えております。私は、現在、この集中改革プランを着実に実施し、今後、平成20年度、プランの最終年度である21年度の目標を達成させていくことが、利根町の財政再建のための一番重要であると考えているところでございます。

次に、歳入増についてのご質問でございますが、最初のもえぎ野台までのバスの路線の延伸について、事業者と話し合いをしたのかとのことでございますが、前にもご質問をいただいたときにも申し上げましたが、もえぎ野台の住民の戸数が計画戸数680個ございますが、の半分以上の入居があった時点で、バス事業者がバス路線の延伸を検討することになっているというふうにお聞きしております。現在の戸数は11月末日で270戸となっており、昨年同時期より80戸増加しております。いまだ半数以上になっておりませんが、現在も、たくさんの住宅の新築がされていると聞いております。

バス事業者に対しまして、バス路線延伸について、時期を見てお話をしていかなければならないと思いますが、町としては、そのお話をする前に、もえぎ野台から県道羽根野立崎線へ向かう町道が狭くなっていることから、バス等が安全に走行できるように道路の拡幅のための用地の確保をするため、龍ヶ崎南高等学校敷地内の町持ち分の校庭外公共物について、面積915.68平米あるわけでございますが、この面積の確定を行い、県と対等交換をして道路用地とする手続を進めております。現在、県との最終調整をしております。今、この準備をしているところでございます。

2点目の旧利根中学校の跡地につきましては、新たな申し込みはありません。ご承知のとおり、土地を高度利用するために用途地域の見直しをしているところでございますので、この作業の見直しが立った時点で、土地の条件などを町ホームページや県の出先機関等を通じて公表をして、進出していただける事業者などを募っていきたいと考えております。

最後に、3点目の集中改革プラン追加版の見直しをする考えがあるかとのことでございますが、これまで平成17年度から平成21年度までの5カ年間における行政改革の具体的な施策を織り込み、総額24億9,600万円を目標効果額と掲げた利根町集中改革プランを策定し、実施してまいりました。歳出削減につきましては、着実に成果を上げております。特に人件費の削減においては、歳出削減の約4割を占め、行政改革の柱となっております。

中でも、職員の定員の抑制においては、さきにも申し上げましたように、平成21年度を待たず目標を達成しております。平成22年度の目標160人に対して、平成20年度当初で156人となっており、前倒しして達成するなど、人件費の削減については、目標を大きく上回

る実績となっております。職員数がピークであった平成9年の205人に比べて約25%、49人減少している状況でございます。この少ない職員数の中で、公共施設の清掃や、道路、公園などの草刈りを行いながら、行政サービスを担っている状況にあります。

一方、歳入確保については、なかなか思うように実績が上がらない状況でございます。当初策定した集中改革プランでは、歳入確保の施策については少し不十分である、物足りなさがあるというふうな思いもございましたが、今後、歳出削減も重要なことには違いありませんが、何といたっても歳入構造の弱さを克服して、自主財源の確保を図っていくことが重要ではないかと考えております。そのようなことで、これまで取り組んできた実績の検証を行い、さらなる行政改革を推進するため、新たな歳出削減の施策とあわせて、行政サービスの適正化や公平性の確保の観点から聖域を設けず、住民負担についても見直しの施策を盛り込んだ集中改革プランの追加版を策定したわけでございます。

今後、これらの施策について、平成20年度内に集中改革プランの追加版に示した計画どおり実施していくことができるかどうかを検討した上で、実施可能なものは、必要な手続を行った後に実施に移行していき、もう少し検討に時間を要するもの、あるいはまた、調整が必要なものにつきましては、速やかに検討、調整を行った上、少しでも早く実施できるよう努力していきたいと考えております。

ただこの集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年間ににおける行政改革の実施計画でありますので、このプランが終了する平成22年度以降の計画につきましては、新たに策定する必要があると考えております。職員数は、現在156人となっておりますが、人口増加時期に採用した職員が今後どんどん退職を向かえ、新規補充をしなかった場合、約10年後には100人を割ってしまう状況になり、行政サービスが提供できなくなってしまうおそれがあります。

また、龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金を平成19年度決算で約4億3,000万円支出しています。この負担金は今後徐々に減少し、平成25年には約3億2,000万円、建設償還金がなくなる平成27年度には約1億5,000万円に減ってまいります。しかし、塵芥処理施設は延命15年程度と想定され、延命措置を努力をしているものの老朽化に伴う大規模改修等の発生など、起債償還後は新たな建設費用の負担増が生じるおそれが出てまいります。

その他、団塊世代の大量退職による税収の減少や高齢化率の増加に伴う社会保証費の負担の増加などの社会情勢の変化や今後の財政状況を考慮し、元県職員として活躍された地方行政に明るい方を専門委員としてお願いいたしまして利根町の進むべき方向についてアドバイスをいただきながら平成21年度までの集中改革プラン及び集中改革プラン追加版の取り組みを検証した上で……。

5番（守谷貞明君） も結構ですよ。

町長（井原正光君） 中長期的な観点から、新たな策定をする方向で進めておるところでございます。

5番（守谷貞明君） もう結構です。聞いていません、そんなことは。

議長、私が聞いていないことに……。

町長（井原正光君） 議員の中に、今後どのように進めていくのかを具体的にお答えくださいと……。

議長（岩佐康三君） 黙ってください。財政再建について答弁しているのか、よく聞いてください。

町長（井原正光君） このようにございます。ですから、私はそのとおり答弁したわけでございます。

5番（守谷貞明君） ……聞いていません。

町長（井原正光君） 聞いていなかったら、質問するな。

5番（守谷貞明君） 何を言っているんですか、聞いていることにちゃんと答えなさいよ、ふざけたこと言うなよ。全然違うこと答えてるじゃないか。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 秋山課長ですよ。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、公文書についての1番から7番までをお答え申し上げます。

旧利根中学校の跡地利活用の問題につきましては、場外馬券売り場の設置が原因で犯罪が増加することが本当なのかという住民の皆様方からの問い合わせが寄せられるようになりました。これに対して事実確認を行った上で、これらの問い合わせに対処できるように情報収集に当たったものでございます。また、5月25日を皮切りに、合計4回の説明会が町内各地で開催されるということもございました。そうなれば、当然、このような問い合わせも、町に一層寄せられるものと考えたものでございます。

次に、なぜ直接所轄警察署ではなく取手警察署経由で照会しようとしたのかということでございますが、これは、利根町を所轄する取手警察署に直接伺って、問い合わせ事項の確認を依頼した方がよいと担当者が判断したためでございます。

その後に、取手警察署へ伺うために電話をいたしました。そして、その電話の対応をされた生活安全課長の石川氏に、訪問の概要をお話しいたしました。このやりとりの中で、石川氏が丁寧に対応をしてくださったことから、担当者は、犯罪等が増加したかどうかなどの問い合わせ事項について伝えたとのことでございます。そして、これから伺いたい旨を申し上げましたところ、会議が控えているので改めて連絡をするというようなことでございましたので、連絡を待った次第でございます。その数日後、取手警察署石川氏から電話があり、問い合わせ事項についてお話しを伺いました。ここまでの経過の中で、住民の皆様からの問い合わせに対応できることになったと判断をしたということでございます。

また、議員がご指摘の報告書につきましては、この件に関する電話でのやりとりの要旨を取りまとめましたもので、住民の皆様の間い合わせに対して対応できるように情報の収集に当たったものでございます。

4点目のご質問ですが、当該文書については、企画財政課政策グループの文書管理ファイルに保管をしております。

5点目と7点目のご質問でございますが、5月25日までの間に当該文書の写しを部外に持ち出すことや、それを部外者に渡すなどについては、一切聞いてございません。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） まず、町長に、端的にお答えください。

あなたは先ほどの私の質問に対して、1回目の答弁、歳出削減についてです。職員の数は158名で1億3,028万5,000円というふうに言っているんです。このとき58名と言っているんです。その後では156人です。どちらが正しいんですか。

それから、一番大切なことは財政規模に見合った人員です。財政規模に見合った人件費に納めることが肝要であるにもかかわらず、そういうことは考えていないとおっしゃっています。なぜなのか、これが二つ目。

三つ目の質問、端的に答えてください。

利根町の集中改革プランのゴール21年では、人件費を11億にするというふうに目標を掲げています。約11億円ですね。ところが先ほどの答えでは、平成21年度まで、あと2億数千万円削らなきゃいけないんです。これ、可能なんですか。集中改革プランどおりにやろうとすれば、ここ1年で2億円削るんです。集中改革プランどおりできますか、イエスかノーかでお答えください。

町長に関しては、そこまでです。その後、また出てきます。

秋山課長については、5月25日以降、住民の説明会が開かれて町に問い合わせが来ると困るので、5月25日に間に合わせるというお話でした。これは、町の主催の討論会ではありません。あくまでも、一般住民と賛成派議員が主催者になってやっているものです。なぜ町が、それに対して答えなきゃいけないのか、その理由を端的にお答えください。

もう一つ、なぜ電話連絡をしたかという言いわけで、石川課長が電話している途中で会議があるのでということで、彼が非常に一生懸命対応してくれたんで、電話になってしまったと言いわけをしているわけですが、後日、電話連絡するまで2日かかっているんです。その間に、何で正式な文書を持ってお伺いしなかったのか、その理由は何なのか。

それから、三つ目に対して、あなた答えていません。担当者お2人とも、石川課長、笹嶋さん、自分たちが言っていないことがつけ加えられている、これに対して、あなた、一言も答えていない。答えてください、明確に。なぜ、言っていないことをつけ加えたのか、これは刑法156条に抵触することです。一番大事な問題です。なぜ答えないのか。ちゃんと答えてください。

それから、問題、5番目、6番目、7番目、あなたは、当該公文書がコピーをされ外に持ち出すというような許可申請、それから、自分自身も、そのこと一切していないと言っています。そのように先ほど答えました。間違いありませんね。

ところが、ここに取手市民新聞とあります。5月25日付です。ここに佐々木議員と住民の会を書いた記事が載っています。ここでは、この文書が根拠となった討論の記事が掲載されています。ということは、このお2人は、この文書をどなたかから手渡されていたと。違法行為が行われたわけですね、これは。なぜかと言いますと、この公文書は企画財政課のファイル、ロッカーだと思いますが、そこで保管されていて、許可なく持ち出すこと、コピーすることも、利根町の文書規則では禁じられています。しかるに、この文書がひとりでに歩き出したのか、あり得ない。この公文書は盗み出されたんです。許可なく持ち出すということは、盗み出されたことと同じです。

つまり、この利根町の企画財政課の部屋から、どなたかが許可なく盗み出し、だれかにお渡ししたということは証明されたわけです。ということは、逆に言えば、利根町の庁舎内で窃盗事件が起こったわけです。非常に重大な問題です。利根町の将来にかかわる場外馬券売り場の誘致に根源的な論拠を与える警察の公式回答の文書が盗まれたんです。盗み出された、これ、窃盗罪です。この窃盗罪について、盗難届は出しましたか。もし出していないとすれば、今後、出す予定がありますか。出さないとすれば、その理由は何ですか。出せない理由は何なのか。それについても、お答えいただきたい。

この庁舎内で窃盗事件が起こるということは、これは大変ゆゆしき問題です。今後、二度と再びこのようなことが起こらないためには、盗難届を出して、司直の捜査をお願いして原因究明、犯人がどういう形で盗み出したのかを究明する必要があります。ぜひこのような不祥事が、利根町の庁舎内で二度と再び起こらないために捜査願いを出してください。被害届を出してください。それと、今後また、こういう不法行為、公文書の盗み出しが起こらないために、どのように管理するのか、管理体制についてもお伺いしたい。

2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 質問者にとって時間は大変貴重なものであるというふうに考えますけれども、答えの方も、やはり正確に答えなきゃならない意味で申し上げているところがございますので、ご理解をいただかなければなりません。

さて、さきの職員数の158と156の件でございますが、156の2名少ないんですが、これは少ない方は定員管理上、私と派遣職員を2名除いてあるというようなことで158と156というようなことで、私はそれを含んで158というふうに申し上げたところでございます。

それから、人件費の割合でしたか。議員がご指摘の総人件費が、人件費というのは、議員はどういうふうに考えているかわかりませんが、会計が幾つもあるんです。行政

というのは、幅広くやっているんです。ですから、ただ単に一般会計の職員人件費、それを一般会計の総額でもって割ったんでは、数字は幾らでも高くなります。おわかりになりますかね。ですから、老人保健事業や霊園事業、下水道事業と国保事業と、すべてやっているんです、行政サービスとして。その事業費全体を総人件費で割ると、さっき申し上げましたように15.1%になると。ですから、あなたの言うような比率で抑制する考えはないというふうなことでお答えをしたところでございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど、一般の住民の方々が開催する説明会で、なぜ町がというようなお話しがありましたけれども、その以前から問い合わせ等がございまして、その説明会が開催されれば、当然、先ほども申し上げましたが、町に対しての問い合わせがふえるだろうということで行ったものでございます。

文書でなぜしなかったというようなことでございますけれども、こちらからの問い合わせに対しまして、やりとりの中で住民の方々の対応ができると判断したことから、電話でのやりとりで済ませたものでございます。

それから、文章をつけ加えたというようなことをなぜなのかというようなお話しありましたけれども、最初にご答弁申し上げましたとおり、電話でのやりとりの要旨を取りまとめたものでございます。

それから、文書が盗まれたのかどうかというようなことで、届け出を出すのかというようなことでございますけれども、もしそれが事実であれば、当然、被害届は出したいと思っております。

議長（岩佐康三君） 広域行政推進室長木村克美君。

〔広域行政推進室長木村克美君登壇〕

広域行政推進室長（木村克美君） 人件費の削減につきまして、集中改革プランの目標年次21年度までに人件費の削減できるのかということで、11億削減できるのかということでございますが、11億にですね。

今、集中改革プランにつきましては、町長もさっき答弁したように、12月の広報におきまして目標を100%超えて達成しているということで答弁したわけですが、人件費につきましても、先ほど目標より人数的には上回りました削減になっております。それにつきまして、この集中改革プランの中で掲げている数字につきましては、今現在は100%超えておりますので、来年度、21年度につきましても目標達成できるように、今、努力しているところということでございます。

この集中改革プランのとおり、プランにつきましては達成するというので、今、努力しているということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 3回目の質問させていただきます。

今、秋山課長は、文書が盗まれた、盗み出されたのであればという話をしました。で、私は、ここに。よく見てください、秋山課長。あなたも見たことあるでしょう、取手市民新聞、5月25日付です。ここに、僕がオレンジのマーカーでしるしてあります。ここに、この公文書が引用されています。使われています。ということは、この公文書が、あなたが許可していないにもかかわらず、一人歩きして、この記事を書いた方に聞けば一番いいんでしょうけれども、でも、これは本会議で聞くわけにはいきません。これを聞けるのは警察、司法当局だけだと思いますので、後日、そういう手続をとらなければいけないのかなとは思っていますが、住民の会の代表矢本氏と佐々木議員の手には渡っているんです。ということは、企画財政で、繰り返しくどいようですが言います。ロッカーに保管されているものが、コピーされて外部に持ち出されて人に渡されている。だから、盗み出されたわけです。窃盗が成立するんです。間違いなく、ここに証拠があるわけです。

それから、この25日の討論会で、この公文書を第46号をもとに発言をした住民の会の代表の矢本氏の話は、私どもの参加した同僚議員がはっきり聞いています。これをもとに言ったんだと、こういうことなんだと。300人以上の聴衆が、参加者がいて、そこで言っているわけです。ということは、窃盗が証明されているわけです。だから、盗難届を出す必要があるんです。重大な問題ですよ、これは。重ねて言います。利根町の庁舎の中で公文書の窃盗事件が起こったんです。ぜひ盗難届を出してください。出さないとすれば、その理由は何なのか。もう一度お伺いしたいです。

それから、財政再建について。

先ほど来、町長や企画財政課長、それから広域行政の推進室長、皆さん、集中改革プランどおりに毎年数億円ずつ削減してきたとおっしゃっています。そのとおりです。その努力は、私も認めます。職員については、家族をお持ちの方も3%カットされています。大変だと思います。僕ら議員も、同じく痛みを分けるために、私は個人的には、議員も14人から10人ぐらいに減らしたらいいんじゃないかなと思っています。私たちも、痛み分けをする必要があると思っています。

しかしながら、平成19年度は財政不足で財政調整基金から6億3,624万9,000円、それでも足りずに町債を2億6,990万、約2億7,000万円です。合計9億6,115万8,000円使っています。これは赤字のために9億6,115万使っています。それから、平成20年度、ことしも一般予算組むために財政調整基金から取り崩した金額が5億2,958万6,000円、それでも足りずに町債を発行しています。赤字です。赤字国債と同じです。2億1,310万、合計すると7億4,268万円です。2年続けて、19年では9億円、財政調整基金と赤字町債、20年度は両方合わせて、町債と調整基金取り崩して7億4,000万。

ところが、先ほども申しましたように、利根町の財政調整基金残高、現在高は、町長は特定目的基金も入れて20億と言っていますが、財政調整基金だけに限ってみると6億2,946万円です。もう1年分しかないんです。これじゃ足りないんです。また町債を発行するんですよ。同じとすれば、昨年、ことと同じ規模の予算を組み、税収が不足するとすれば、同じように約9億から7億のお金が足りなくて、財政調整基金取り崩して、町債発行するんです。どうするんですか。

ということは再来年度は、もう財政調整基金はゼロになる、底を払ってしまいます。あとは目的基金だけです。このまま、じり貧のままで何の政策もとらない、今の財政改革プランでいいんだと言っている間は、第二の夕張になることは確実です。毎年数億円ずつ削っても、それでは間に合わないんです。財政再建が間に合わないんです。スピードが足りないんです。僕は、大変心配します。

昨年9月の住民の意識調査では、70%以上の人々が公共輸送機関の整備拡充を求めています。その象徴が、もえぎ野台へのバスの延長と言えます。私は、昨年、この問題を3回聞いています。その中で町長は、さっき言ったようなことを言っています。業者と入居者、入居者の数が半分以上になったら、業者がそのとき考えるんだと。最初は、業者任せの答弁していました。そんなことでいいんですかと、再度、質問したら、先ほどの答えて、業者とそのうち話し合ってみないと、そのうちって、もう1年たって、まだやっていない、他人任せ。あそこには、立派な優良な住宅地があります。新しい住民をふやすということは、即、税収増につながります。ただ時間が多少かかります。しかし、確実に新住民をふやすことができるんです。それと、もう一つは、住民の7割が公共輸送機関の拡充を求めている。二つの要求を満足できるんです。

それ以外に、今、デマンド型乗り合いタクシーやっています。これは、すごくいいことです。しかし、それでも、まだ町内に公共輸送機関の足りないところいっぱいあります。今お金があるうちにいろいろな方策がとれると思いますが、ミニ循環バスを走らせるとか、いろいろなアクセス、これから高齢化になると車運転できない人がふえてきます。そういう人たちのために、新住民をふやすという効果もある施策を勇気を持って行うという、私は有効な投資であると思っています。再度、町長の考え方をお伺いいたします。

以上で、3回目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えをしたいと思います。

まず、文書が盗まれたということを盛んに議員おっしゃっていますけれども、私は、その盗まれたという感じが全然していませんけれども、そういうことで、正式な請求があって、その文書を開示したものではないかというふうに……。

5番（守谷貞明君） 5月25日には出ていませんよ。

町長（井原正光君） 私は思っております。そういうふうには理解をしているところでございます。

それから……聞かないのか、聞くのか、答えを。はっきり言って。これは一問一答のやりとりだから、お互いにそういうふうなことでは、お答えできませんよ。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、進めていきたいと思っております。

5番（守谷貞明君） わからない人間なんて答弁なんてな、ふざけないでくださいよ。何をどうするか……。

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほどお答えいたしましたので、そのようにやりたいと思います。

5番（守谷貞明君） 何をどうするのか、もう一回言って。

〔「一問一答じゃないよ、これは」「もっと注意してくださいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を2時40分といたします。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、1番能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君） 9番通告、1番能登です。私は、1点だけ質問をします。

だれもが明るく笑顔で暮らす元気なまちについてです。

これは言うまでもなく、さきに全戸配布された、全戸配布されたのは概要版なんですけれども、全戸配布されました第4次総合振興計画3期基本計画のわかりやすい副題といいますか、キャッチコピーといいますか、立派な冊子の立派というのは、どこが立派だと言われますけれども、その立派な冊子の表紙では、縦に大きく目立つものです。このだれもが明るく笑顔で暮らす元気なまちという、この言葉どおりに毎日の生活を明るく笑顔で暮らすことは、全住民の理想とするところですけども、言うは易く行うは難しの見本のようなものです。まして、このごろのように、金融危機だ、世界恐慌の再来だの、あるいは、新型インフルエンザのウイルスの発生は時間の問題だ、流行すれば死者は最悪64万人だの、そのほかにもまだ、後を絶たない悪質な犯罪だのと、毎日毎日が不安材料ばかりの生活の中では、そんな明るい笑顔なんて到底無理ですと言いたくなります。それでも、暮らしは

毎日のことであり、個人の努力だけではどうにもならない部分が多くあります。その笑顔で暮らす元気なまち、そのまちづくりの実現のために、小さくは個人が、各家庭が、地域が、そして町がと、毎日を積み重ねていかななくてはなりません。限られた財源の中で、どうやってやっていくかという中では、そのために町がすべきこと、住民がすべきこと、すべて深く関係しております。

そこで、まず、お聞きしたいのは、1番として、町として計画実現、目的達成のための具体策を重要度から幾つか挙げていただきたいのです。全部重要なんだよと、どれをとっても重要なんだよということだと思えますけれども、最優先するものはどれかをお伺いしたいと思えます。

2番目として、それを住民にも協力をさせていただかねばならない、先ほどの見直し、値上げという部分も当然そうなんですけれども、住民に協力を必要とするためには、どのように提言をしているかをお伺いします。

そして、3番目としては、町としてはどのように、その実行を町全体として徹底しているのか、そこをお伺いしたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答え申し上げます。

最初の目的達成のための具体策というようなことですが、本町が策定いたしました第3期基本計画の大きな柱、今、議員の皆さんもそうですし、皆さんご存じかと思えますけれども、五つの施策がございます。その一つとして、安全で住みよいまちづくり、それから、安心して暮らせる人に優しいまちづくり、それから、豊かな心と創造性あふれるまちづくり、あるいはまた、活力に満ちた人の触れ合うまちづくり、それから、町民によるまちづくりという、この大きな施策を上げてございます。これら細かく申し上げますと、ちょっと長くなるので、ちょっと割愛させていただきますが、事業を中心に申し上げてみたいと思えます。

順不同になりますけれども、スーパー堤防整備事業、あるいは防火水槽等の機能強化事業、また、乗り合いタクシーなどの公共交通機関確保事業、介護保険制度など高齢者支援事業、自立支援法に基づく障害者支援事業、特定健康審査などの健康づくり事業でございます。また、子育て支援などの児童福祉事業、さらには一般廃棄物処理関連事業、農業及び商業などの産業振興事業、さらには広域幹線道路及び生活道路などの整備事業、学校教育などの学校環境整備事業などであります。

そのほかにまだまだありますけれども、事業名を列挙すれば、以上のようなかと思えます。

2点目に、どのように住民の立場で協力を得るための提言をしているかというようなこ

とでございますが、住民の皆様方がこの町に住まれ、地域の中で連携して積極的にまちづくりに参画し、行政とともに力を合わせて、その行動力を地域の中で生かせるように協働していくことが必要であると、この五つの大綱の中にもうたっております。このことから、住民の皆様方には、さまざまな施策をその都度、説明を申し上げまして、ご理解をいただくとともに、町広報紙やホームページ、また、地区懇談会などを通じて周知を図るよう努めているところでございます。

また、町内には、たくさんのボランティアの皆様が活動されておられます。先日行われました成田線布佐駅からの利根町を通り取手市までの駅からハイキングにおきましても、ボランティアの皆様方に、鎌倉街道のPRや、参加したお客様の案内や、もてなしなどに協力をいただいたところでございます。これらボランティアの皆様から直接協力したいとの申し入れがございまして、主体的にできることに協力をしていただいたわけでございます。このような住民の皆様との協働によりまして、地域の連携が、連体が強化され、住民によるまちづくりにつながっていくものと感じているところでございます。

3点目の実行徹底についてでございますが、さまざまな施策の実行については、住民の皆様方に情報の提供と説明をし、ご理解とご協力をいただきながら、財源等の問題もありますが、計画の進行管理を行い進めていくよう努力する考えでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） その事業の中で、これこれ、これだけのものがあるんですよという部分ではよくわかりましたし、全部重要なものだと思っております。それをどうやって提言していくのですかというときに、その住民の人たちに、あらゆる機会を設けてそれを説明するというふうに申されております。

そして、地区懇談会なんかも、その中の一つに入っておりますが、昨日、西村議員の質問にありましたように、地区懇談会、ことし10月17日金曜日、18日土曜日の2日間にわたって4会場で実施されたものですが、出席者が大変少なくて、これで全部やったというふうに言えるんでしょうかというような趣旨の質問だったと思います。私も、17日の金曜日は都合が悪くて出られませんでしたけれども、18日の土曜日、第3回目の会場の方に出席をさせてもらいました。

報告はこういうふうにしますよとか、後から出ますとかという部分があるんですけども、その書いたものを読むのと、実際に皆さんがおっしゃっていることをその場で聞くのとでは、かなり変わって受け取られる分というのがあると思いますので、きょうも傍聴いらしていますけれども、こういう傍聴の席で聞くものと議事録で確かめるものとは、かなり違いがあるんじゃないかと思えます。

その3回目の出席のときは、私を含めて3名でしたので、説明する方はフルメンバーで、全部そろってやっていただきましたけれども、3人では、何を聞こうか、足が震える感じ

で、言いたいことが言えたかどうかというのでは、その中で1人、町の大事なことを決めるのに、こういうところへ出てこないのはけしからんじゃないかという発言がありました。それはもっともだと思います。本当に大事な部分であるからこそ、全職員14人そろって出席されて、フルメンバーで臨んでいただいているわけですし、まして土曜日という普通ならお休みの日まで使ってやっていただいているわけですから、やっぱり3人では、ちょっとそれはまずかろうという気はいたします。

昨日の西村議員の質問、それ少ないじゃないかという質問の町長の答弁中に、やっぱり楽しいことの方がいいようなというようなニュアンスの答弁があったと思いますけれども、それでいきますと、9月の15日、やっぱり同じ町の主催なんですけれども、敬老会が開催されました。それは、落語と寄席ばやし教室という大変楽しい内容でしたが、こちらも、やっぱり参加者が少なく、お話しをされる方たちとか実演されている方たちに失礼じゃないかと思うぐらいのものでしたので、要は、楽しければたくさん集まるという部分もありますけれども、PR不足なんじゃないかと思います。せっかく休みの日の土曜日を使って全員で出席していただけるわけですから、もっとたくさん人が集まるような方法を、何か考えていただかなければいけないんじゃないかと思います。それから、敬老会の方の楽しい会の方も少なかったのは、多分それは足がなかったせいかなという気がしないでもないんですけれども、逆に、敬老会に参加される方たちが望んでいるものと企画が違ったということもあるかもしれませんけれども、でも、やっぱりPR不足が一番の原因じゃないかなと思います。

それからいきますと、11月21日、これは福祉健康センターと、それから、包括支援センターというところの共催ということになっていきますけれども、認知症サポーター養成講座というのが広報に載っていました。自分がどれだけサポートできるか、役に立つかということは別にしまして、自分が介抱される方の立場、あすは我が身の方の立場になっておりますので、人様のお手伝いをするよりも、まず連れ合いの面倒を見る方が先なんだろうということで参加できるかなと思って、申し込みをしなかったんですけれども、行ってみましたところ、定員オーバーで予約のない方はだめですというふうに言われました。それは、何か特別にご案内でもあったのかなと思って、私は広報で見ただけだったので、何か特別ご招待なりなんなりご案内があったのかなと思って電話で聞いてみましたら、ボランティアの方にはお声をかけましたと、あとは一般参加ですということだったので、ボランティアの方たちは、ご自分たちがいかにそれでお役に立てるかということで、自発的に参加をされた結果が定員オーバーになってということだと思っております。

先ほども、駅からハイクですか、鎌倉街道なんか、自分たちの方から申し込んでもらったというお話がありましたけれども、財政が大変厳しいという中で、後から飯田議員の方からの質問がありますけれども、どこの町でもそういう状況の中で、お金を使ってするということは大変難しくなっているということは、ボランティアとか、住民パワーとか

というものに期待するものが、大変大きいと思うんです。その認知症のサポーターのように、広報を見ただけで、それに私も参加して手伝えるかなという前向きな気持ちを持って参加していただける利根町の住民というのは、まだまだ宝ではないかと、力もいっぱいあるんじゃないかというふうに考えます。

ですから、それは、ご自分方がそういうふうに考えているからできることであって、ということは、町の方も、値上げをしなければならない、これこれしなければならない、こういう中ではこういうことですよという部分が、次々、次々、出てまいりますけれども、やっぱりそれも十分に説明をして、こうこう、こういうことだからこういうふうに協力していただきたいんです。皆さん、お願いできますかという形で、一生懸命に言っていたければ、それを嫌だと、それは言う人もいますけれども、納得される部分というのものもあるだろうし、そういうことなら、私はこういうお手伝いができますという部分も出てくると思うんです。ですから、町長初め、役場職員全員して、そういうところに努めていただきたいと思うんです。

私は、幸か不幸か、余りまだ顔が売れていないものですから、役場に住民票をとりに行ったりとか、ほかの用事で、健康保険の政府管掌保健から今度、国民健康保険に移りましたので、その手続に行ったりとかという場合に、私自身は嫌な思いをしたことは一度もありません。町の職員も、一生懸命やっていたいただいていると思います。でも、ある人に言わせると、以前、役場に勤めていた方なんですけれども、このごろ職員がやる気をなくしているというふうにおっしゃる方がいらっしゃいました。少なくとも、ここにいらっしゃる課長方は、全部、町長のお考えを理解されて、どうやったらそれが実行できるかという形で努力していらっしゃるわけですけれども、一般職員の方たちにも、そこを十分わかっていただかなければいけないんじゃないかと思しますので、その辺の徹底をどんなふうにしていらっしゃいますかということをお伺いしたかったわけです。

やっぱりみんな同じなんですけれども、子供ももちろんのこと大人でも、それは言えていることなんですけれども、自分のやっていることに意義がある、人様の役に立っている、そういう生きがいといいますか、そんな大層なことじゃなくても、人のお役に立てるといようなことはすごく大事な部分ですので、役場の窓口に座っていらっしゃる職員さん方も、とてもいい感じでよかったですというような形で皆さんが反応されれば、もっと役に立ちたい、もっと頑張りたいということになってくると思うんですけれども、こちらは1人ですけれども、対応する方は、何人も、何人も、同じことを聞かれたりする場合もあるわけですから、そこら辺の徹底を町の、ここにいらっしゃる課長さん方には、ぜひともお願いしたいと思ひまして、2番目の質問といたします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろ、ご忠告やら、あるいはまた、感じたこと、耳に入った

ことなど、直接お聞かせいただきました。本当にありがとうございます。

確かに敬老会は少なかったかと思いますが、老人大学などは結構来ていたような、参加していたような気がいたします。この二つだけの会を見ますと、組織力の違いかなという感じがしないわけでもありません。とにかくPR不足は否めませんので、行政に携わるものとしたしまして、そういう公の集会には、なるべく参加していただくように、今後、努めてまいりたいというふうに思います。

そして、やっぱり参加したいと思わせるような、ちょっとわかりませんが、何か不足しているのではないかなというふうに思います。さきの駅からハイキングのときも、いろいろ参加者から直接、私、聞きましたけれども、観光行政というか、PRが下手だねと大分言われました。言われながらも500人近くも参加していただいているわけでございますけれども、あれはJRの広報活動によるものでございまして町自体の広報活動ではございませんので、その辺も少し研究してみたいと、努力してみたいというふうに思っております。

それから、利根町に団塊の世代といいますか、ここ二、三年のうちに1,000人、1,500人とも言われる人たちが、会社を一斉にやめられて家に戻ります。そうしますと、恐らく環境の温度差というのは相当あると思うんです。ですから、奥さんから聞きたいいろいろな情報とは、自分で戸口を開いて外に出た感じというのは相当の差がある、温度差があるように思いますので、それらをどうしたらいいかというようなことも、いろいろ考えなくてはならないかなというふうに思っております。一度、いろいろな、そういう会合なりなんなりに足運んでいただくと、後はすんなり出てきていただけるのかなというふうに思いますので、その一番最初の出発がうまくいかないと、なかなか、あの会はおもしろくなかったかというようなことになりますので、この批判の方が先に行っちゃいますので、その辺を注意しながら、今後ともPR活動に努めていきたいというふうに思っております。

それから、ご指摘いただきました役場の職員、窓口によってさまざまな課がございますから、また、そのときの来客さんとの接点の一番最初のあいさつによっては、大分、事務のいろいろな説明やらなんやらに影響を与えるところもありますので、最近、職員の接遇について余り研修等を行っておりませんので、その辺も含めて今後考えていきたいと。余り役場に、あそこが暖かいからというようなことで遊び的なものに来られても困るんですけども、役場の今、こちらの議会棟と行政棟とあるんですが、あの中の間というものは、住民の方が自由にイベント活動やらなにやら、自由に使える空間としてあそこを設けてあるところがございますので、そういったところも含めてPRしながら、住民に優しく接していくように、今後とも研修を通じて努力していきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） 先ほどの地区懇談会の参加者3人という話なんですけれども、

こちらは3人でも、全部同じように、よそのたくさんいらしたところと同じように対応していただきまして、別に3人だから手抜こうとか、ここで済まそうとかというのがあったわけではありませので、もったいないなという話で申し上げたわけでございまして、あとは、窓口によっても違うということもありますけれども、役場に入ってきて一声おはようございますと声かければ、どなたからも明るく返事が返ってくる、そこら辺のところをしっかりとやっていただけたらなど、住民の方からも協力できることがあれば、何がお手伝いできますかと言い出せるような雰囲気があればいいなどということをお願いしながら提言したわけですので、回答は要りません。

私の質問はこれで終わりです。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問が終わりました。

続いて、10番通告者、12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 10番通告、12番飯田 勲でございます。質問に入る前に、誤字がありますので、訂正させていただきます。上から2行目、地域活性化総合と書かれておりますが、これは統合、統一の「統」でございます。それから、3行目、事業で本件からと書いてありますが、この件は茨城県の「県」でございます。訂正よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

私は、利根川舟運について質問をさせていただくわけでございます。

本年7月から8月にかけて新聞に出ました利根川舟運ですが、政府の地域活性化統合本部による地方の元気再生事業に全国から応募されました1,180件から120件が採択されたわけでございます。茨城県からは、利根川舟運地域づくり協議会、茨城の暮らしと景観を考える会、それに、つくば市の3団体が選ばれたわけでございます。このうち、茨城、千葉、両県の19市町村で結成された利根川舟運地域づくり協議会には利根町も入っているわけでございます。それで質問をするわけでございます。

この舟運事業は、総括的事業として取手銚子間の舟運を復活させ、都内や成田空港などからの誘客、各市町村が個別に行っていたイベントの一斉開催、流域の農林漁業製品の販売、観光資源の発掘等々で、地域活性化に向けた事業案が出されているようですが、今後どのような具体的な事業ができるのか、私としては楽しみにしているところでございます。

利根川は、利根町最大の資源であります。私は、そう認識しているところでございます。この雄大な資源の活用こそ、利根町の今後の姿が浮かんでくるのではないかなと思います。現在、どこでも財政状況が厳しく、お金をかけた活性化は困難であるということは、皆さんも承知であります。これからは、私たちの身近にある資源の有効活用が大いに期待されているところでございます。今回、利根川舟運が採択され、これがステップになり、利根町が大きく飛躍されるよう大いに期待しているところでございます。

それで、次の点をお伺いします。

利根川舟運地域づくり協議会結成の経緯と利根町のかかわりについて、2番、19の構成市町村はどこなのか、この協議会の組織と役員等々をお願いします。また、4番目に、8月25日に香取市でしたか、あたりで総会が開かれ、井原町長も出席されたと思います。今年度及び今後の事業内容などをお聞かせいただきたいと思います。茨城の暮らしと景観を考える会は2,400万、つくば市は1,600万円の事業費ですが、利根川舟運地域づくり協議会は、この2団体よりも多い2,600万円の事業費が支援されているとのことでございます。この事業費2,600万円は単年度なのか、それとも、これは3カ年事業と伺っておりますが、3カ年全体の交付金なのかお伺いします。6番目は、利根町の今後の舟運についての取り組みについてお伺いします。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、利根川舟運についてご答弁を申し上げます。

初めに、利根川舟運地域づくり協議会結成の経緯と利根町のかかわりということですが、利根川下流域であります銚子市から取手市まで約85キロございます。この区間には、霞ヶ浦や印旛沼、手賀沼といった沼を含めて広大な流域空間を有しております。沿線には、多くの貴重な歴史的資料や観光、自然景観、農林漁業の営みに見る食の資源など、豊富な地域資源を有しております。また、地理的にも東京から近く、成田国際空港にも隣接するなど、交通環境にも恵まれているところから、こうした多くの地域資源を有する利根川流域自治体が、利根川を連携軸とした地域連携の手法として舟運による水面利用の促進を図ることを目的といたしまして、利根川下流域における舟運ネットワークに関する勉強会、これは平成19年12月ですが、立ち上げられました。その後、本年3月に国の調査研究委託事業として地方の元気再生事業の提案募集が行われ、ただいま申し上げましたネットワークに関する勉強会が、今後の事業展開に多大な効果を発揮することから、提案募集に応募することになり、沿線であります利根町にも声がかかりまして、19市町村によります利根川舟運地域づくり協議会が4月30日に発足したものでございます。

2点目の19の構成市町村でございますが、取手市、香取市、銚子市、稲敷市、神栖市、潮来市、行方市、美浦村、河内町、それから、我孫子市、印西市、栄町、神崎町、成田市、東庄町、印旛村、酒々井町、本埜村と利根町の19自治体でございます。

次に、協議会の組織と役員でございますが、正会員としての協議会メンバーは、以上、申し上げました19自治体の長でございますが、準会員として千葉県と茨城県の関係者、それから、顧問ということで日本大学名誉教授の三浦教授、それから、中央大学教授の山田教授、日本大学教授で京都大学客員教授の吉川教授、以上の3名が入っております。役員につきましては、会長が取手市長、副会長が銚子市長と香取市長となっております。この

協議会の下部組織といたしまして幹事会がございます。19自治体の担当課長、それから、国交省の利根川下流河川事務所から2名、それと、オブザーバーとして鹿島市が入っております。

8月25日の総会の内訳でございますが、事業内容とのご質問でございますので、事業について申し上げますと、平成20年度の活動方針といたしまして、前段は省略いたしますけれども、広大な河川空間を持ち、舟運で栄えた長い歴史のある利根川を連携軸として沿線自治体が相互に連絡、協力し合い、水面空間の利用促進及び沿線の交流、連携による地域活性化を図るための事業を展開するものでございます。これが活動方針として掲げられ、平成20年度の事業ですが、大きく二つに分けられております。

一つ目は、全体交流事業といたしまして、沿線自治体全体が連携、協力する事業として、船や川をテーマとした事業の展開、二つ目が、沿線都市連携事業ということで、沿線自治体で行っているイベントを展開時期等の調整により連携して開催することで、それぞれのイベントの集客効果、また、周知度などを検証するものとなっております。

これらの実施事業の詳細につきましては幹事会で決定することになっておりますが、現在、実施されたものを上げますと、10月11、12日に実施いたしました利根川を船で下るモニタリングツアー、これは19市町村を上流部、下流部にわけまして、利根町は上流部ということで佐原まで船で下り、佐原の秋の大祭と香取神宮を回る企画で、総勢80人が参加しております。また、下流部につきましては、霞ヶ浦から佐原までの企画で、これも80人がモニタリングとして参加されたと伺っております。利根町では、10月11日に18名が参加いたしまして、佐原大祭会場において利根町物産の即売を実施したところでございます。

今後の事業といたしましては、手賀沼と冬鳥、船とウォーキングによるモニタリングツアーと名づけて、来年の1月12日に、我孫子市、取手市、河内町、それと、利根町のこの4市町を対象といたしまして、モニタリングツアーが企画されているところでございます。

ご質問の中に、今年度及び今後取り上げられますけれども、今年度実施いたしました結果を国に報告いたしまして、これが継続事業として認められれば、次年度も事業を展開していくこととなりますが、そうでない場合、評価が低かった場合は、平成20年度のみを対象事業となるというふうなことを伺っております。

また、2,600万円の事業費につきましては、単年度の事業費でございます。

最後に、利根町の取り扱いについてということでございますが、これらへの積極的な参加と、今後は、利根町でも船が着岸できる棧橋の設置を国に要望していきたい、また、これらを活用しまして、今後、まちづくりの一助となるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番(飯田 勲君) ただいま町長から答弁をいただいたわけでございます。私は、かねがね地域活性化という点に関しては、今は財政投資をするんじゃなくて地域の資源を活用することが最重要ではないかなと、そんなふうに感じるところでございます。今、もろもろ答弁をいただいて、2,600万円が単年度で来ると、これは非常に魅力があります。19の市町村で単純に割りますと、これは、この協議会で使う金だから、利根町にその何分の、19分の1が来るとは、これはいかないでしょうけれども、非常に魅力があると私は思っております。とてもじゃないが、利根町単独で舟運事業などというのは取り組めないのが現状だと思います。

ちょっと話は飛びますが、平成12年でしたか、井原町長が私たちと議員の当時、常任委員会の視察研修で福岡県の宮田町、あるいは、鹿児島県の宮之城町というのを視察したことがあります。あの当時は課長も同行しましたので、総勢約10人ぐらい行ったかなと思うんですが、そのときに、福岡県の宮田町では、今、財政が厳しい、平成12年のころだと思うんですが、もうそのころで、自治体がお金を出してこういうのをやりますよと、そういう時代ではなくなってきているんだと、地域の資源を生かすんだと。それで、視察されたのが河川敷の利用でした。ボランティアとか、あるいは、若干の財政支出をしたというのを伺っております。また、鹿児島県の宮之城町も、竹が非常に豊富なところで、竹を利用して非常に活性化されているというようなことを視察してきたのを覚えております。こういうふうに、やはり地域、地域には、隠れた資源とういのか、そういうのが多々あると思います。

今回、この舟運事業に関しまして思い出したのは、やはり平成13年か14年に産業建設常任委員会で視察した松江城船めぐりというんですか、要するに松江城を取り囲む堀に船を浮かべて観光資源にしているわけです。あそこは震災に遭わなかった関係上、昔の古い町並みもそろっておりまして、小泉八雲でしたか、あの生誕された家なども残っていたような記憶があります。非常に、その舟運事業は軌道に乗りまして、観光客が多いというようなことを伺っておるし、また、個人的には、一昨年でしたか、やはりその松江の舟運事業そのものを見たわけじゃないんですが、船頭さんにお伺いしたら、かなりの観光客が来ているというような話を伺っております。このように利根町にとりましても、地域づくり協議会は、千載一遇のチャンスではないかなと私はそんなふうに感じます。

しかしながら、幾ら国から2,600万円交付されるといっても、船をつくるということになると、かなりのお金が必要なんではないかなと。また、19の市町村という、今、印旛村とか、本埜村、あるいは美浦村、行方市というような、構成市町村に入っていると、これは利根川ばかりじゃなくて、利根川水系として霞ヶ浦や手賀沼、あるいは印旛沼まで含まれると感じているわけですが、そうなるとうちはやはり船の建造、そしてまた、先ほど町長が答弁されたように、船着場、棧橋というか、大きく言えば港ですね。これを建設しなくてはならないんじゃないかなと、そういうハード面というのをきちっとつくって

いかないと、挫折してしまうのではないかなと思います。茨城県猿島郡境町というところで10年くらい前になりますかね、やったんです、この舟運を。余りよろしくなかったようです。単独だから距離が短いし、財政的にも非常に圧迫されたのではないかなと、そんなふうに思っております。

やはり観光を目的にする舟運事業と、昔は物資を輸送する大事な舟運だったが、これから考えているのは、ほとんどが観光を目的にした舟運ではないかなと思っております。そうした中で、やはりそういう港とか船の建造、そういうハード面と、それから、この10月11日、12日ごろに船で実際に、国土交通省の巡視船というんですか、取手に停泊されている船で取手から佐原まで乗られたと。聞くところによると、観光業者にも乗っていただいたというような話を聞きました。それで、観光業者の感想は余りにもだだっぴろいと、これといった見るべきものがないというような話をされたと聞いております。

そういう話を聞いて、私は思い出したのが四万十川の川下りです。四国高知県の四万十川です。ここでは、大体、利根川と同じように船で下っている間は両側が堤防です。堤防しか見えません。もうすぐ海です。そういうところですが、そこでやっているのは投網です。投網を投げたり、それから、ササを束ねたものを川へ沈めて、それを引き上げて、そういう漁をイベントとしてやっていました。それで、やはり利根川でもやるときには、やはりそういうイベントというか、あるいはまた、堤防を利用して、今、桜の木が植えてあるように、やはり船から見て楽しいというような堤防づくりですか、ソフト面として、そういうのも必要なんではないかなと、四季を通じて船に乗って楽しめるような堤防の美化ですか、整備ですね。そういうのが必要になってくるのではないかなと、そんなふう思うわけでございます。

そういう観点から、利根町として財政投資というんですか、そういうのがどうなっていくのか、また、そういう船の、あるいは、桟橋の整備、堤防の整備なども、必ず必要になってくるのではないかなと思うところでございます。その点について、今、考えているようなことを、町長でも、担当課長でもよろしいですから、ひとつご答弁願います。

2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、飯田議員から、るる、いろいろな件についてお話しがございました。実は私も、今、話聞いていて、ちょっと思い出したことがあるんで、これはちょっと外れるかもわかりませんが、短期間でしゃべりますんで、ちょっとお聞きいただきたいことがあるんですけれども、実は、船で下っているときに、確かにそれはくだらないですね、何も見えないですから。以前に、利根町では船も、実際にお客さん呼んでやったことあるんです。それで、実際に乗せまして、私も乗りましたし、それで、船頭も確保いたしまして、何ていうんですか、地びきというんですかね、船、実際に網を入れて、

それで目の前でそれを引いて、それで魚を船の上でやって、それで生で食べるのもよし、揚げて食べるのもよし、それでおいしいものをいただいたというようなことで当時やりました。

そういうことも含めて、今ちょっと思い出したんですけれども、今は当時とは違って水が汚れていますよね。ですから、果たして、その魚というものが仮にとれても、お客さん喜ぶかということ、そうでもないのかなという感じがいたしますので、一つのそういった企画も含めて、今後、この協議会の中で提案をしていきたいというふうに思っております。また、せっかく大きい立派な千石船でもなんでもつくっても失敗に終わっては何にもなりませんから、しっかりとした企画を持って、また、住民の皆様方にご協力をいただきながら、進めていきたいというふうに思っております。

それから、棧橋等、実際の件については、担当課長の方から答弁させます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 初めに、10月11日に実施しました利根川を下るモニタリングツアーについて、ちょっと内容詳しくご説明したいと思います。

これは、利根川上流部、下流部ということで、国土交通省の利根川下流河川事務所の管轄が、取手市、我孫子市から下流85キロの区間ということで管理している区間を、上流は稲敷市と印西市まで、その下流については下流部ということで、上流部、下流部に分けて実施されましたけれども、利根町、先ほど町長申し上げましたように、上流部ということで、船3そうを用意していただきました。

1そうは、この事業費の中で、以前、今もありますかね、霞ヶ浦を周航しておりますホワイトアイリス号を借りたんですけれども、その当日は、利根川の水位がかなり低くて、栄橋の下は水深6メートルほどあったんですけれども、小貝川あたりは上流につきましては水深1.6メートルということで、その船が舟運できないということで、急遽、栄町の出津棧橋から乗っていただくグループと、当初は取手からでしたけれども、それから、今、先ほど議員が言われました巡視船と、もう一つは、巡視船2そうを2班に分けていくようになってしまったんですけれども、約2時間半の航程で、実際に佐原には着いたんではないんですけれども、横利根川閘門まで行きまして、そこからバスで香取神宮に行って、その後、香取大祭に向かって、それから、バスでこちらへ戻ってきたと。総時間約12時間ほどかけてやってまいりました。私も、参加させていただきました。その中で、これは利根町の物産ということで、佐原大祭の駐車場の国交省の事務所の後ろなんですけれども、堤防の上で、経済課の協力をいただきまして利根町の物産の販売をしていただきまして、大変、好評を得たということでございます。

それから、今後のこの舟運事業の展開ですけれども、先ほど町長申し上げましたとおりですけれども、この棧橋設置等の計画ですけれども、単管パイプ等で仮設的につくるもの

は30万から40万でできるという話は聞いてはいますが、この近くですと栄町の出津棧橋、あそこはポート遊びとかやる場所なんですけれども、消防の前になりますけれども、あそこに最近できたものがありまして、安くて約1,000万ぐらいの経費がかかります。町単独では、ちょっと、この支出は難しいということで、今後、国の方に、この舟運協議会に加盟している利根川沿線の自治体で要望していこうという、幹事会で、そのような話を進めておりまして、利根町としても、まず、位置は利根町で決めていきますけれども、国交省に選択をしていただいて、優先順位をつけていただいて順次整備していただくよう要望していきたいと、このように考えています。

また、今回のモニタリングツアー、国から評価がいただければ、来年も継続して事業費がつきますれば、本年度の教訓を生かして来年度は、利根町も、もっと参加したいような、できる準備をしていきたいと。今回は、すべての事業が急遽提案されまして、なかなか町内に、このモニタリングツアーにつきましても、皆さんに周知する期間がなかったものですから、町の方の判断で、区長会の方にご参加をお願いしたという経緯がございます。町の職員も入れまして18名、利根町の割り当てが20名という割り当てがございましたので、来年の1月12日に手賀沼でモニタリングツアー開催される予定でありますけれども、これが、75名を2班、150名で、利根町の割り当てが25名、どうですかということで、先月の19日に相談がありました。今、公民館、生涯学習センター、都市建設課の窓口で募集紙を張りまして、あと、ホームページに載せまして、募集をかけているところですが、数件、今、申し込みが投函箱に。1申し込みが2名以内ということで募集をかけておりますけれども、今、数件ということですので、もしご興味がありましたらご参加いただければと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） 町長と担当課長から答弁をいただいたわけですが、非常に希望に燃えてくるような感じがするわけですが、ただやはり、さっきも申し上げましたように、かなりの財政支出が伴うのではないかなと、19市町村のうち棧橋を持っている市町村はどのくらいあるかわからないけれども、仮に15の市町村が今から棧橋をつくるというとなると、よほど一生懸命、国へ働きかけなければ、なかなか補助金等を獲得するというのは困難かなと、そんなふうに思っております。

船着場なくては、どうにもこうにも、これはしょうがないから、高速道路ならインターチェンジと同じで、まさか飛び乗るわけにいかないの、何でもかんでも、これは基本中の基本だと思います。利根川、先ほども申しましたように利根町きっての、私は、資源だと思います。あの広大な空間は、なかなかよそでは見られないのではないかなと、そんなふうに思っております。

ちょっと話は飛びますが、山形県の置賜地方に西置賜郡飯豊町というのがあるんですが、

ここは散居集落というのがあります。散居集落というのは、利根町みたいに広い水田の中に1件、1件、ぽつん、ぽつんと家が建っているんです。そのところが、平成5年度に農林水産省が行った第1回美しい日本の村コンテストで農林水産大臣賞を獲得したんです。非常に眺めがいいところに展望台をつくった。私の推計では海拔200メートルぐらいのところかなと思うんですが、その展望台に上がると一望に散居集落というのが見られるわけですが、田植え時、一面に水を張ったときに島が浮かんでいるように、その民家が見えるわけです。それからまた、秋には黄金の波の中に、やはり1件、1件の家が浮かんでいるように見えるということで、田植え時とか、秋の取り入れ時には、相当の観光客が来ると。これなどは、ほとんどお金がかかっていないんです。ただ、その展望台へ上がる道路を、従来の道路を少し舗装しただけで、ほとんど金がかからない。それだけではちょっと不足だからということで、その展望台へ上がる入り口にユリ園を開設して、ユリの花と散居集落の展望台というようなことを重ね合わせているわけですが、こういうふうにお金がかからなくても、地域の活性化が図られるというのは非常に魅力的だなと。

利根町も、この舟運事業に熱意を持って取り組んでいていただきたいなと、そう思います。町長、会長は取手、副会長が銚子市、香取市ということでございますが、中核的存在になって、利根町が、この舟運の中心的役割を果たせるよう、ひとつ頑張っていていただきたいなと、その意気込みのほどを聞かせていただいて、私の質問を終了します。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 非常に希望を抱かせるような面で、私も、非常に何か心が幾らか和らいでまいりました。確かに棧橋につきましては、大変お金がかかりますと同時に、関係市町村、全部、ほしいのかなという感じがいたします。ですが、やはりこれらは要望していかなければならないというふうに思っております。

それと、もう一つは、ただ単に要請町が、船が着く棧橋をということで要望するんじゃなくて、利根町の町民の皆さん方が、いかに利根川というものを、河川というものを理解していただく、今ある緑地運動公園なんかもそうなんだけれども、そこへいかに足を運んでいただいてそれを利用するかということも、やっぱり必要だと思うんです。そういった面のPR活動、利用活動、それが、やはり国交省の人たちに見ていただく。利根町はやはり河川をそれだけ利用する人が多い、かわいがっている人が多いということをややはり見ってもらうことによって、そこに棧橋をつくってもいいのかなと、そういう感情が出てくるというふうに私は思っていますので、ただ雑草が生えた中に棧橋をつくるからといっても、それはちょっと無理だというふうに私も思っております。

そういう意味で、今、河川敷の利用について、いろいろ、利根町の体育協会等、あるいは教育委員会等にも、お話をしながら、なるべく子供から大人まで、あそこを利用していただくというようなことで、今、考えておるところでございます。しばらく管理がちょ

っと不十分になっちゃいましたんで、サッカー場、あるいは、トラック競技場が、完全に草だらけになってしまいましたけれども、少し踏み固めれば何とかなるのかなというような形も、そういうふうに思っておりますので、ひとつ皆さん方も、あの河川をどうぞかわいがっていただき、また、ちょっとしたイベント、運動につきましては、近くの小中学校の校庭と、すぐ皆さん考えがちなんですけれども、利根川を利用していただき、そして、大声で、心の底から声を出して騒ぐ場というのも、また必要だろうし、また、利根川ならではのことといたしまして、やはり今ちょっと草あって危ないかもしれませんが、やはり人間は運動靴を履いて、靴履いて走り回るんじゃなくて、やはり素足で運動をしたいというような私の考えもございますので、そういったことも含めて、ひとつ皆さん方にも、ご理解とご協力をいただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。

議長（岩佐康三君） 本日の議事日程も全部終了いたしました。

明日、本定例会最終日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時51分散会